

令和 8 年度

# 学校基本調査の手引

— 学 校 調 査 —

— 卒業後の状況調査 —

(学 校 用)

特 別 支 援 学 校

## 本年度調査の変更点

変更なし

学校基本調査に関する情報は文部科学省ホームページ (<https://www.mext.go.jp>) で御覧いただけます。

文部科学省トップページ>「白書・統計・出版物」>「統計情報」>「学校基本調査」

◆調査結果の公表について

8月下旬・・・速報

12月下旬・・・確報

上記学校基本調査のページの「結果の概要」及び「年次統計・統計表一覧」で閲覧できます。

◆手引・調査票等のダウンロード

上記学校基本調査のページの「令和8年度学校基本調査について」で閲覧できます。

◆調査項目の定義に関する参考資料（よくある質問）

上記学校基本調査のページで「質疑応答集（初等中等教育機関、専修学校・各種学校編）」を閲覧できます。

◆この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。この調査の対象である学校や法人等のみなさまには、統計法に基づく報告義務があり、虚偽報告については罰則があります。

◆この調査の実施に当たって、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや、関係者の方々に質問を行うことがあります。

## 目 次

<b>1 学校基本調査の概要</b>	2
<b>2 調査票の配布</b>	2
<b>3 調査票の提出</b>	3
<b>4 調査票の作成要領</b>	4
(1) 共通事項	4
(2) 「学校調査票（特別支援学校）」の作成	5
(3) 「卒業後の状況調査票（特別支援学校 中学部）」の作成	20
(4) 「卒業後の状況調査票（特別支援学校 高等部）」の作成	23
<b>5 オンライン調査システムの使用手引（学校用）</b>	38
(1) 利用環境	38
(2) オンライン調査システムの使用手引	38
ログインの方法	38
電子調査票の取得	41
回答の送信	42
<b>参考1</b> パスワードの変更方法	44
<b>参考2</b> 回答内容の一時保存	47
<b>参考3</b> 回答の修正	49
<b>参考4</b> 回答データテンプレート出力（回答一覧の印刷）	50
(3) Q&A（よくあるお問い合わせ）	52

### 調査票様式

### 学科コード表

### 問合せ先

## 1 学校基本調査の概要

○学校基本調査は幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、大学、短期大学、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校等、全国すべての学校を対象とし、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とした基幹統計調査であり、昭和23年から文部科学省が毎年実施しています。

○基幹統計調査とは、国勢調査等、国の行政機関が実施する重要な調査で、統計法（平成19年法律第53号）により定められています。

○調査の結果は次のように利用されています。

1. 教育行政上、必要な法規の作成のための国会・議会等の参考資料及び当面の教育諸問題の検討、学校の設置・廃止等具体的な教育行政施策の検討・策定のための基礎資料
2. 国から地方公共団体に交付する地方交付税の算定及び教職員の給与、その他教育上必要な諸経費、補助金等の算定のための基礎数値
3. その他、一般の行政資料及び民間企業等における資料

○全国の学校の概況がこの調査によって把握され、まとめられた結果はインターネット上で文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）付が公表します。

○調査票は原則として「統計の作成」以外には使用しません。文部科学省及び都道府県の関係職員が調査票を一般に閲覧させることはありません。

## 2 調査票の配布

### (1) オンライン調査システムによる回答の場合

調査の手引、調査対象者ID等回答に必要な書類が「調査書類の配布系統」に従って配布されますので、配布されたID等を用いてオンライン調査システムにログイン後、「電子調査票」をダウンロードしてください。詳しい使用方法については、38ページ以降を参照ください。

(調査書類の配布系統)

【国立の学校】	文部科学省 → 大学本部事務局 → 各附属学校
【公立・私立の学校】	都道府県又は市区町村 → 各公立・私立学校

なお、本手引は文部科学省のホームページからもダウンロードすることができます。

文部科学省トップページ ( <a href="https://www.mext.go.jp">https://www.mext.go.jp</a> ) → 「白書・統計・出版物」 → 「統計情報」 → 「学校基本調査」 → 「令和8年度学校基本調査について」
---

### (2) 紙の調査票による回答の場合

#### ① 国立学校の場合

大学又は学部附属する学校の学校調査票、卒業後の状況調査票は、要望に応じて文部科学省から大学本部事務局に配布します。

#### ② 公立・私立学校の場合

都道府県又は市区町村から要望に応じて、配布します。

### 3 調査票の提出

#### (1) オンライン調査システムによる回答の場合

##### ① 国立学校の場合

「電子調査票」に調査データを回答し、回答データの送信をもって調査票の提出となります。

提出すべき調査票の種類、提出期日等一覧表

報告すべき調査票の種類	報告者	調査期日	作成単位	提出期限
学校調査票（特別支援学校） 卒業後の状況調査票 ※ （特別支援学校 中学部） （特別支援学校 高等部）	校長	5月1日	本校分校別	6月30日

※ 中学部又は高等部を置く特別支援学校のみ提出します。

##### ② 公立・私立学校の場合

「電子調査票」に調査データを回答し、回答データの送信をもって調査票の提出となります。

提出すべき調査票の種類、提出期日等一覧表

報告すべき調査票の種類	報告者	調査期日	作成単位	提出期限
学校調査票（特別支援学校）	校長	5月1日	本校分校別	月 日
卒業後の状況調査票 ※ （特別支援学校 中学部） （特別支援学校 高等部）	校長	5月1日	本校分校別	月 日

※ 中学部又は高等部を置く特別支援学校のみ提出します。

※ 提出期限は都道府県知事又は市区町村長が定めます。

#### (2) 紙の調査票による回答の場合

「(1) オンライン調査システムによる回答の場合」の「提出すべき調査票の種類、提出期日等一覧表」のとおり提出してください。

##### ① 国立学校の場合

大学本部事務局と連絡を取り、文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）付学校基本調査係宛て各1部を提出してください。また、文部科学省への提出と同時に当該学校の所在する都道府県の知事部局統計主管課へ1部送付してください。調査票の提出及び調査に関し疑義が生じた場合は、文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）付学校基本調査係に連絡してください。

（電話 03-5253-4111 内線 2264・2265）

##### ② 公立・私立学校の場合

都道府県立の学校の長は、直接、都道府県の調査担当部局に、市区町村立・私立（組合立を含む）の学校の長は市区町村の調査担当部局に各調査票3部を提出してください。なお、都道府県によっては、調査票の配布、収集の系統を変更している場合があるので、提出方法は、都道府県、市区町村の指示に従ってください。

#### (3) 廃校になった学校の場合

令和7年5月2日から令和8年5月1日までの間に廃校になった学校は、調査票の提出が必要となります。提出が必要となる調査票は、学校調査票・卒業後の状況調査票です。

※学校施設調査票は提出不要です。

## 4 調査票の作成要領

### (1) 共通事項

各調査票の作成にあたっては、以下にしたがって回答してください。

#### ○都道府県番号

「都道府県番号」欄は、次の「都道府県番号一覧表」より回答してください。

都道府県番号一覧表

番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名
01	北海道	08	茨城	15	新潟	22	静岡	29	奈良	36	徳島	43	熊本
02	青森	09	栃木	16	富山	23	愛知	30	和歌山	37	香川	44	大分
03	岩手	10	群馬	17	石川	24	三重	31	鳥取	38	愛媛	45	宮崎
04	宮城	11	埼玉	18	福井	25	滋賀	32	島根	39	高知	46	鹿児島
05	秋田	12	千葉	19	山梨	26	京都	33	岡山	40	福岡	47	沖縄
06	山形	13	東京	20	長野	27	大阪	34	広島	41	佐賀		
07	福島	14	神奈川	21	岐阜	28	兵庫	35	山口	42	長崎		

#### ○学校コード

「学校コード」欄は、「学校コード」を入力します。学校コードは全国すべての学校にそれぞれ付与された各学校固有のコード（英数字13桁）です。

学校コードが不明な場合は都道府県・市区町村等にお問い合わせいただくほか、文部科学省のホームページ（[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/mext\\_01087.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/mext_01087.html)）でも確認いただけます。

学校コードのイメージ

**学校コードのイメージ：B1-01-1-1000002-9**  
**（構成要素間の-は便宜上のもの）**

#### 学校コードの構成（計13桁）

学校種 (2桁)	都道府県番号 (2桁)	設置区分 (1桁)	学校番号 (7桁)	検査数字 (1桁)
A1:幼稚園 ※	01:北海道	1:国立	1000000	0
A2:幼保連携型認定こども園	~	2:公立	~	~
B1:小学校				
C1:中学校	47:沖縄県	3:私立	9999999	9
C2:義務教育学校				
D1:高等学校				
D2:中等教育学校				
E1:特別支援学校				
F1:大学				
F2:短期大学				
G1:高等専門学校				
H1:専修学校				
H2:各種学校				
※幼稚園型認定こども園を含む				

## (2) 「学校調査票（特別支援学校）」の作成

「都道府県番号」、「学校コード」の回答については、4ページを参照してください。また、以下の各調査事項の説明により正確に回答してください。

### ○設置者別（項目3）

1. 該当する番号を回答します。公立大学法人立の学校は、以下にしたがって回答してください。
  - ①都道府県が設置する公立大学法人 ⇒ 都道府県立の番号を回答。
  - ②市区町村が設置する公立大学法人 ⇒ 市区町村立の番号を回答。

### ○本校分校別（項目4）

1. 該当する番号を回答します。廃校の場合は以下にしたがって回答してください。
  - ①電子調査票の場合は、「3廃校」を選択し、メモ欄に「廃校」とその「年月日」を回答して提出してください。
  - ②紙調査票の場合は、「本校分校別」欄を「3」にし、欄外の余白に「廃校」とその「年月日」を回答して提出してください。

### ○障害種別（項目5）

1. この欄には、学校教育法第73条により当該学校が教育の対象としている全ての障害種別が対象となります。当該学校が教育の対象としている障害種別は、学校教育法施行規則第119条により、必ず学則その他の設置者の定める規則に記載されていますので、当該規則のとおり回答します。  
記載方法の例として、視覚障害と聴覚障害を対象としている学校であれば、
  - ①電子調査票の場合は、それぞれを回答してください。
  - ②紙調査票の場合は、それぞれの欄に「1」を回答します。

### ○教員数（項目6）

1. 本務・兼務の区別は、原則として辞令面によります。正式な辞令が発令されていない場合には、いわゆる雇用契約や口頭での発令（業務命令）などについても、辞令に準じるものとします。なお、学校が直接雇用しない、委託契約企業から派遣されている者等は調査対象外となり、回答は不要です。
2. 辞令面ではっきりしない場合は、以下にしたがって回答します。
  - ①俸給（給料又はこれらに相当するものを含む）を支給されている学校を本務とし、それ以外は兼務とします。2校以上から俸給を支給されている場合は、支給額の多い方を本務とします。
  - ②俸給が同額又は一括支給されている場合は、授業時数の多い方を本務とします。
  - ③本校と分校の両方に勤務する教員は、主として勤務する方にのみ回答します。はっきりしない場合は、本校の調査票に回答してください。
3. 本務者には休職者、産休者及び育児・介護休業者並びに産休代替者及び育児・介護休業代替者（以下休職者等という）を含めますが、兼務者には含めません。
4. 会計年度任用職員（フルタイム・パートタイム）は非常勤とみなします。
5. 非常勤の講師は勤務時間の長さによらず、兼務者として扱います。
6. 公立学校において、再任用制度により採用された教員は、常時勤務する教員については本務とし、短時間勤務する教員については兼務とします。

本務者兼務者の区別の仕方（教員）

	フルタイム勤務の者	短時間（週30時間未満等）勤務の者
正規採用の者 常勤教員	<再任用以外の者> <b>本務者</b> ※休職・休業中の者も含む	
	<再任用の者> <b>本務者</b>	<再任用の者> <b>兼務者</b>
非正規採用の者 非常勤教員	<講師以外の職（栄養教諭・養護教諭等）> <b>本務者</b>	<すべての者> <b>兼務者</b>
	<講師> <b>兼務者</b>	

○職員数（本務者のみ回答）（項目7）

- すべて辞令面により、本務者のみ回答します。正式な辞令が発令されていない場合には、いわゆる雇用契約や口頭での発令（業務命令）などについても、辞令に準じるものとします。
- 本務・兼務の区別は、原則として辞令面によります。なお、学校が直接雇用しない、委託契約企業から派遣されている者等は回答しません。
- 辞令面ではっきりしない場合は、以下にしたがって回答します。
  - ①俸給（給料又はこれらに相当するものを含む）を支給されている学校を本務とし、それ以外は兼務とします。2校以上から俸給を支給されている場合は、支給額の多い方を本務とします。
  - ②俸給が同額又は一括支給されている場合は、勤務時間の長い方を本務とします。
  - ③本校と分校の両方に勤務する職員は、主として勤務する方にのみ回答します。はっきりしない場合は、本校の調査票に回答してください。
- 会計年度任用職員（フルタイム・パートタイム）は非常勤とみなします。
- 以下の条件をすべて満たす非常勤職員（常勤的非常勤職員）は本務とみなします。
  - ①学校の職員として正式に発令
  - ②勤務形態が本務の職員とほぼ同じ
  - ③任用期間が実態として1年以上継続
  - ④規定による給与が支給されている
- 国立及び公立学校では、私費負担の職員（項目8）は、含めません。
- 「負担法による者」とは、都道府県費負担に係る都道府県立学校の職員及び市町村立学校職員給与負担法（指定都市においては義務教育費国庫負担法）による職員をいいます。したがって、公立学校でも負担法によらない者は「その他の者」に回答します。なお、国立及び私立の学校ではすべて「その他の者」に回答してください。
- 「負担法による者（公立のみ）」の各欄には、次の区分により回答します。 公立のみ

「事務職員」

：主事、事務主事等の名称で発令されている者、又は、主事補、事務主事補、事務補佐員、事務補助員等の名称で発令されている者。

「寄宿舎指導員」

：学校教育法第79条の規定により寄宿舎で児童生徒の養育に当たる者。

「学校栄養職員」

：学校給食法第7条に規定する学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる者。

9. 「その他の者」の各欄には、次の区分により回答します。なお、国立及び私立の学校ではすべてこの欄に回答します。

「事務職員」

：公立の学校では上記負担法による事務職員以外の者を回答し、国立及び私立の学校では事務職員はすべてここに回答。

「技術職員」

：技術的職務に従事する者。

「寄宿舎指導員」

：上記の「寄宿舎指導員」のうち、負担法によらない者。

「実習助手」

：学校教育法第60条第2項及び第4項並びに同法第82条の規定により、高等部における実験又は実習について、教員の職務を助ける者。

「養護職員(看護師等)」

：看護師(准看護師含む)、保健師など養護をつかさどる職員。

「学校栄養職員」

：前述の「学校栄養職員」のうち、負担法によらない者。

「学校給食調理従事員」

：「学校栄養職員」以外の学校給食の調理に従事する者。

「用務員」

：学校の環境の整備その他の用務に従事する者。

「警備員・その他」

：学校警備員、運転手、介助職員(教育職俸給表適用者を除く。)等。

10. 「(再掲)」の「計のうち介助業務を担当する職員」には、職員数の「計」のうち、辞令面による職名にかかわらず、専ら重度又は重複障害の児童生徒の校内における移動等の介護及びスクールバスの添乗等の介護に従事している者の数を再掲で回答します。ただし、教育職俸給表の適用を受けている者は除きます。

本務者兼務者の区別の仕方（職員）

	フルタイム勤務の者	短時間（週30時間未満等）勤務の者
正規採用の者 常勤職員	<再任用以外の者> <b>本務者</b> ※休職・休業中の者も含む	
	<再任用の者> <b>本務者</b>	<再任用の者> <b>兼務者</b>
非正規採用の者 非常勤職員	<常勤的非常勤職員の条件を満たす者> <b>本務者</b>	<すべての者> <b>兼務者</b>
	<その他> <b>兼務者</b>	

○私費負担の職員数（国・公立の本務者）（項目8） 国・公立のみ

1. 校務に本務者として専従している職員のうち「7」に回答した職員以外の者で、PTA、学校後援会、同窓会、その他の個人からの寄附金などの私費負担によって、給与の一部又は全部を支給されている者の数を回答します。なお、市町村費とPTA等の私費の両方から給与を支給されている者で、地方公務員として発令されていない場合も、この欄に含めて回答します。
2. PTA、後援会専従の職員は除きます。
3. 私立学校ではこの欄には回答しません。

## ○「6」の本務者のうち休職等教員数（再掲）（項目9）

1. 「6」の本務者のうち休職者（理由別）及び育児休業者を回答します。
2. 「休職者」とは、公立の場合は休職の発令があった者をいい、国立及び私立の場合もこれに準じます。休職の理由は、休職になったときの発令内容によります。

「教員組合事務専従者（公立のみ）」

：地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定により、任命権者から許可を受けて、登録された職員団体の役員として当該教員団体の業務に専ら従事（専従）している者。

「育児休業」

：公立の学校においては「地方公務員の育児休業等に関する法律」（平成3年法律第110号）第2条、国立及び私立の学校においては「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）第5条の規定により育児休業をしている者。

「介護休業」

：公立の学校においては育児・介護休業法第61条（同条に基づき定められている条例）、国立及び私立の学校においては育児・介護休業法第11条の規定により介護休業をしている者。

## ○「6」の本務者のうち教務主任等の数（再掲）（項目10）

1. この欄には、現在学校に勤務している本務教員（休職者等を含む）のうち教務主任等の数を回答します。同一教員が2以上の主任等を兼ねている場合は、それぞれの欄に回答します。

「部主事」

：学校教育法施行規則第125条の規定により発令された者。

「特別支援学校教諭免許状所有者」

：教諭、助教諭のうち、担当している障害種別について、相当する特別支援領域の免許状（普通免許状又は臨時免許状）を所有している者。

※免許状所有者の回答に当たっては、次の点に注意してください。

- ①上記の「担当している障害種別」とは、「5障害種別」で回答された障害種別のうち、当該教員が担当している障害種別となります。
- ②複数の障害種別を対象とする場合は、それら全ての特別支援領域の免許状を有する者のみ、回答します。
- ③休職中等により、担当する障害種別が定められていない者については、「5障害種別」に対応する免許状を全て有している場合のみ便宜回答の対象とします。
- ④旧盲学校・聾学校・養護学校免許状所有者は、相当する特別支援領域の特別支援学校免許状所有者とみなします。

「教務主任」「学年主任」「保健主事」「生徒指導主事」「進路指導主事」「学科主任」「農場長」

「寮務主任」「舎監」

：学校教育法施行規則第135条（第44条、第45条、第70条、第71条及び第81条の準用）及び、第124条の規定に基づき当該職務を行う教員について、名称及び発令の形態のいかんを問わず回答。

「自立活動担当教員」

：教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第63条の2の規定により特別支援学校の自立活動の教諭の一種免許状を授与されて特別支援学校において自立活動を担任している教員及び前記の免許状は有していないが、特別支援学校において専ら自立活動を担任している教員。

「司書教諭」

：学校図書館法第5条の規定による司書教諭の資格を有している者で、学校図書館の専門的職務に従事する者として、発令（校長の職務命令によるものや口頭によるものを含む。）を受けている教員。

### ○「6」の本務者のうち指導主事等の数（休職者を除く）（再掲、公立のみ）（項目11）

1. この欄には、「6教員数」の「本務者」欄に回答された者のうちで、学校に全く勤務せず、学校以外の教育機関（例えば、図書館、公民館、理科センター）に専ら勤務する者の数を回答します。
2. 指導主事に充てられた者が教育委員会の課長等になっている場合も、指導主事として扱います。なお、上記に該当する者でも、休職の発令の出ている者は、この欄には回答せず、「9」欄の「その他」に含めて回答します。

#### 「指導主事」

：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第18条第4項後段の規定により指導主事を充てられた者。

#### 「教育委員会事務局等勤務者・その他」

：学校に籍はあるが、例えば教育委員会事務局、教育研究所、公民館、理科センターに専ら勤務する者や国立大学附属学校へ派遣されている者。また、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律」（派遣法）により派遣されている者（REXプログラム、その他地方公共団体で行う派遣事業）もこの欄に回答します。なお、上記例示に当てはまらない教育機関等に勤務している者も回答してください。また、これらの者のうち上記の「指導主事」に充てられている者は「指導主事」の欄に回答し、この欄には回答しないでください。

#### 「留学者」

：国内又は外国の大学及び教育研究所へ研修のため6か月以上継続して派遣されている者（国立大学附属学校へ派遣されている者は除く。）。

#### 「海外日本人学校派遣者」

：長期研修出張の扱いで文部科学省の委嘱により、在外の日本人学校又は補習授業校に派遣されている者。

### ○「6」及び「7」の本務者のうち産休代替等教職員数（再掲）（項目12）

1. 「産休代替教職員」及び「育児休業代替教職員」欄は、現に任用されている産休代替者及び育児休業代替者の職名により該当欄に回答します。

#### 「産休代替教職員」

：女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条第1項又は第5条によって任用された教職員。

#### 「育児休業代替教職員」

：公立の学校においては「地方公務員の育児休業等に関する法律」（平成3年法律第110号）第6条第1項、国立及び私立の学校においては「育児・介護休業法」（平成3年法律第76号）第22条によって任用された教職員。

### ○「7」のうち寄宿舎専任職員数（寄宿舎指導員を除く。再掲）（項目13）

1. この欄には、寄宿舎に関する職務に従事している者を、職務の実態により分類して回答します。
2. この欄は、当該学校に寄宿舎がある場合にのみ回答します。  
なお、寮務主任及び舎監は教諭が充てられるので、この欄には含めず、「10」欄に回答します。

### ○学校医等の数（項目14）

1. 学校医・学校歯科医・学校薬剤師として発令（委嘱）されている者の数を回答します。ただし、同一人が内科・耳鼻科・眼科等の学校医として発令されているような場合には、学校医の数は1人として回答します。また、総合病院の全体にこれらの業務を委嘱している場合も、学校医の数は1人として回答します。

## ○幼・小・中・高等部の学級別在学者数（項目15（1）～（4））

1. 「学級」は、5月1日現在届出をしている等、正規の手続を完了（5月1日現在届出をしていないが、学級が編制されており、届出をするための手続が現在進行中であり、届出をすることが確実である場合を含む。）している学級とし、1学級ごとに横に1段ずつとり、その学級の名称を「学級区分」欄に回答します。なお、災害等のため臨時に学級編制を行っている場合は、本来の学級編制により回答するものとします。
2. 「学級編制別」は、該当の学級編成を回答します。紙の調査票の場合、単式学級は「1」、複式学級は「2」を回答します。

### 「単式学級」

：同学年の児童又は生徒で編制されている学級（幼稚部の場合は、同一年齢の幼児で編制する学級）をいいます。

### 「複式学級」

：2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級（幼稚部の場合は2以上の年齢の幼児で編制する学級）をいいます。

3. 「障害種別」には、当該学級の学級編制上主たる教育の対象としている障害種別に従って、該当する障害種別の欄に「1」を回答します。さらに、重複障害学級にあっては、その重複する障害種別の欄に「2」を回答します。なお、「障害種別（項目5）」で選択した障害種については、原則1学級以上主たる教育の対象とする学級または重複障害学級が存在します。

（例）視覚障害、聴覚障害と知的障害の重複障害学級がある場合において、当該学級が視覚障害学級として編制されていれば（「主たる障害」が視覚障害であれば）、視覚障害の欄に「1」を、聴覚障害と知的障害の欄には（「併せ持つ障害」が聴覚障害と知的障害であれば）それぞれ「2」を回答します。

### 「重複障害学級」

：学校教育法施行令第22条の3に掲げる障害（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱）を2以上併せ有する児童生徒で特別に編制されている学級をいいます。

4. 小学部、中学部及び高等部の「訪問教育学級」とは、訪問教育を受けている児童生徒のみで編制されている学級をいい、これに該当する学級は、この欄に回答します。なお、紙の調査票の場合は、この欄に「1」を回答します。
5. 届出をしている「学級」で、5月1日現在、児童生徒が1名も在籍しない学級については、学級の設置の有無についてチェックボックスで明示的に回答ができるので、学級が設置されているが、在籍者数が0人の学級がある場合、「在籍者なし」にチェックを入れ、各学年の男女別人数等は入力不要です。なお、紙の調査票による回答の場合は、当該学級欄に「N」と回答してください。
6. 「幼児・児童・生徒数」（在学者数）の欄には、5月1日現在、当該学校の在学者（ただし、1年以上居所不明の者を除く）として指導要録が作成されている者の数を回答します。在学者の回答に当たっては、次の点に留意し正確を期してください。
  - ①小学部及び中学部の児童生徒が学年の途中で転学した場合、転学先の学校の受け入れた日は学校教育法施行令第14条の規定により教育委員会が指定した日とされているので、その指定した日が5月1日以前である児童生徒は、転学先の学校の在学者とし、5月2日以降である児童生徒は転学前の学校に在学するものとして取り扱うこととなります。
  - ②幼稚部及び高等部の幼児生徒が転学した場合、転学先の学校が5月1日以前の日付で受け入れた場合は、転学先の学校の在学者とし、5月2日以降の日で受け入れた場合は、転学前の学校に在学するものとして取り扱うこととなります。
  - ③校長が5月1日以前の日で退学を認めた者は在学者としません。（例えば外国にある学校に入るために退学する場合、又は学齢を超過している児童生徒の退学の場合。）

④少年院及び児童自立支援施設に送られている者は、在学者としません。ただし、児童自立支援施設内に置かれている当該学校の分校、分教室に在籍している者は在学者とします。なお、観護措置に付されている者及び前記以外の保護機関に送られている者は在学者とします。

7. 「学年別」の欄には、6. で回答した在学者数を学年別に回答します。

ただし、高等部の学年欄には、その学年に相当する者を回答します。専攻科が一部と二部に分かれている場合でも「専攻科」にまとめて回答します。

8. 「年齢別」の欄には、6. で回答した在学者数を年齢別に回答します。（年齢は下の年齢早見表によります。）

年 齢 早 見 表

満年齢	生年月日の範囲	満年齢	生年月日の範囲
3 歳	令和 4年 4月 2日 ～ 令和 5年 4月 1日	11 歳	平成 26年 4月 2日 ～ 平成 27年 4月 1日
4 "	" 3年 " ～ " 4年 "	12 "	" 25年 " ～ " 26年 "
5 "	2年 " ～ " 3年 "	13 "	" 24年 " ～ " 25年 "
6 "	平成 31年 " ～ 令和 2年 "	14 "	" 23年 " ～ " 24年 "
7 "	" 30年 " ～ 平成 31年 "	15 "	" 22年 " ～ " 23年 "
8 "	" 29年 " ～ " 30年 "	16 "	" 21年 " ～ " 22年 "
9 "	" 28年 " ～ " 29年 "	17 "	" 20年 " ～ " 21年 "
10 "	" 27年 " ～ " 28年 "	18 "	" 19年 " ～ " 20年 "

### ○「15」のうち外国人在学者数（再掲）（項目16）

1. 「外国人」とは、日本の国籍を持たない者です。なお、日本と外国の両方に国籍を有する者は日本人とします。

### ○通学状況別在学者数（項目17）

1. 「15」に回答した在学者を、改めて通学状況別に回答します。

①「寄宿舎」の欄には、寄宿舎に入居を許可され、現に居住している者（病気等のため一時不在の者も含む）の数を回答します。

②「児童福祉施設」とは、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設のうち、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設をいいます。

③「国立療養所重心病棟」とは、児童福祉法第27条第2項の規定により、重症心身障害児を収容するために厚生労働大臣が指定する指定発達支援医療機関をいいます。

④「その他の医療機関」には、上記の児童福祉施設及び国立療養所重心病棟以外の病院、療養所、診療所等から通学している者を回答します。

### ○小学校、中学校、高等学校との転入・転出者数（項目18） 廃校も調査対象

1. 令和7年度間（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）に小学校、中学校、高等学校から転入してきた児童生徒数及びこれらの学校に転出した児童生徒数を回答します。

2. 小学校（小学部）又は中学校（中学部）の課程を修了後中学部（中学校）又は高等部（高等学校）へ進学した者も含めて回答します。

※本項目は、特別支援学校相互の転入者転出者は含めません。

### ○理由別長期欠席者数（項目19） 廃校も調査対象

1. 令和8年3月31日現在の在学者のうち「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、前年度間（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間）に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数を理由別に回答します。ただし、令和7年4月1日現在で15歳以上の者については、1年間にわたり居所不明又は全く出席しなかった場合は除外します。なお、「児童・生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても欠席日数として含めます。

2. 当該児童生徒が前年度中に転学した場合は、令和8年3月31日現在、在籍する学校で回答します。
3. 欠席理由は次によります。また、欠席理由が二つ以上あるときは、主な理由を一つ回答します。

「病気」

：本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養のため、長期欠席した者。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含まれます。）

「経済的理由」

：家計が苦しくて教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者。

「不登校」

：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く。）。なお、欠席状態が長期に継続している理由が、学校生活上の影響、あそび・非行、無気力、不安など情緒的混乱、意図的な拒否及びこれらの複合であるものとします。

「その他」

：上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数を回答します。

「不登校」の具体例

①学校生活上の影響

：いやがらせをする生徒の存在や、教師との人間関係等、明らかにそれと理解できる学校生活上の影響から登校しない（できない）。

②あそび・非行：遊ぶためや非行グループに入ったりして登校しない。

③無気力

：無気力でなんとなく登校しない。登校しないことへの罪悪感が少なく、迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。

④不安など情緒的混乱

：登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を中心とした情緒的な混乱によって登校しない（できない）。

⑤意図的な拒否

：学校に行く意義を認めず、自分の好きな方向を選んで登校しない。

⑥複合

：不登校状態が継続している理由が上記具体例と複合していていずれが主であるかを決めがたい。

「その他」の具体例

①保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者

②外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者

③連絡先が不明なまま長期欠席している者（1年間居所不明であった者を除く。）

④欠席理由が2つ以上あり（例えば「病気」と「不登校」）、主たる理由を特定できない者

## ○ 高等部の学科別在学者数及び入学者数（項目20）

1. 「15（4）」に回答した高等部の在学者を、改めて学科別に分類します。「学科」の欄には当該学校に設置されている学科名を具体的に回答します。  
(例) 視覚障害者に対する教育を行う学科では、普通・理療・保健理療・理学療法・家政・音楽・調律等を、聴覚障害者に対する教育を行う学科では、普通・農業・園芸・機械・セラミック・産業工芸・デザイン・印刷・材料技術・家政・被服・理容・美容・クリーニング・歯科技工・美術等を、また、知的障害者、肢体不自由者、病弱・身体虚弱者に対する教育を行う学科では小学科名（例えば園芸科、インテリア科、被服科、体育科）を回答します。
2. 「本科の入学者数（再掲）」欄には、本年度の高等部本科入学者（当該学校の中学部を卒業して高等部に進学した者を含む。）の数を回答します。入学者は5月1日までに入学を決定した者とし、転入した者は含めません。また、補欠入学者及び入学後5月1日までに他の学校へ転学した者は含めませんが、入学を取り消した者及び退学した者は除きます。

## ○ 「17」の高等部のうち本科の在学者数（項目21）

1. 各欄に該当の者を回答してください。

## ○ 担当障害種別教員数（項目22）

1. 「6 教員数」に回答された教員のうち、教諭、助教諭、講師について、その教員が担当する学級の障害種別により該当欄に回答します。
2. 重複障害学級については、主たる障害種別のみ回答し、併せ持つ障害種別には回答しません。主たる障害種別とは、当該学級の学級編制上、主たる教育の対象としている障害種別をいいます。
3. 複数の学級を担当している場合は、該当する全ての障害種別に回答します。この際、担当している学級に重複障害学級が含まれる場合は、当該学級については上記2.によります。  
(例) ①視覚障害の学級を2学級担当している者の場合、視覚障害に「1」人と回答します。  
②視覚障害の学級と、主たる障害が視覚障害で併せ持つ障害に知的障害がある学級の2学級を担当する者の場合、視覚障害で「1」人と回答し、知的障害には回答しません。  
③知的障害の学級と、主たる障害が肢体不自由で併せ持つ障害に知的障害がある学級の2学級を担当する者の場合、知的障害で「1」人、肢体不自由で「1」人と回答します。



紙の調査票による回答の記入例

〔「15」(1)～(4) 幼・小・中・高等部の学級別在学者数〕の回答例による説明

幼稚園部

15 (3) 幼稚園部	学級区分	学級 編 制 別	障害種別				幼児数計		年 齢 別							
			視 覚 障 害	聴 覚 障 害	知 的 障 害	肢 体 不 自 由	病 弱 ・ 身 体 虚 弱	男	女	3 歳		4 歳		5 歳		
			害	害	害	害				男	女	男	女	男	女	
4 歳 組	6 0 1 0	①			1		3	2			3	2				
5 歳 組	6 0 2 0	1			1		4	3						4	3	
4・5 歳組	6 0 3 0	2			① ②		2	2			1			1	2	
4・5 歳組	6 0 4 0	②			1			N					N		N	

- 知的障害（主たる障害）と肢体不自由（併せ持つ障害）の重複障害学級であることを示します。
- 同一年齢の幼児で編制する場合は「1」、2以上の年齢の幼児で編制する場合は「2」を記入します。

6 2 0 0																
幼 児 数 合 計			a + b = c			a	b									
			1 6			9	7					4	2	5	5	

小学部

○学級名については、電子調査票の欄に入らない場合は適宜省略して構いません。

15 (1) 小学部の学級別在学者数	学級区分	学級 編 制 別	障害種別				訪 問 教 育 学 級	児童数計		学 年							
			視 覚 障 害	聴 覚 障 害	知 的 障 害	肢 体 不 自 由		病 弱 ・ 身 体 虚 弱	男	女	1 学年		2 学年		3 学年		4 学年
			害	害	害	害	男				女	男	女	男	女	男	女
1 学 年	7 0 1 0	1			1		3	2	3								
2 "	7 0 2 0	1			1		6	1		6	1						
3 "	7 0 3 0	1			1		1					1					
4 "	7 0 4 0	1			1		5	4							5	4	
5 "	7 0 5 0	1			1		5	3									
6 "	7 0 6 0	1			1		4	1									
2 個学年複式	7 0 7 0	2			1		3	2									
"	7 0 8 0	2			1 2		1	2									
"	7 0 9 0	2			1 2	①	2	1									
"	7 1 0 0	2			① ②			N									
	7 1 1 0																
	7 1 2 0																
	7 1 3 0																

- 学級設置の届出はしているが、5月1日現在在籍児童がないことを示します。
- 訪問教育学級であることを示します。
- 知的障害（主たる障害）と病弱・身体虚弱（併せ持つ障害）の重複障害学級であることを示します。

7 3 0 0																
児 童 数 合 計			d + e = f			d	e									
			4 6			3 0	1 6			3	2	6	1	1	5	4

○ 学級数が31以上あり、1枚の調査票では書ききれない場合は、2枚目の調査票を作成します。「取扱者氏名」、「都道府県番号」及び「学校コード」を記入し、学級区分の隣の数字を欄は2枚目を含めた合計数を1枚目に記入し、2枚目の「計」欄には記入しません。

- } 4歳児のみの学級（知的障害の学級）
- } 5歳児のみの学級（ " ）
- } 4歳児と5歳児で編制する学級（知的障害（主たる障害）と肢体不自由（併せ持つ障害）の重複障害学級）
- } 在籍幼児がない学級

別		年 齢 別									
5 学年		6 学年		6～11歳		12～14歳		15歳以上			
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
					3	2					
					6	1					
					1						
					5	4					
5	3				5	2		1			
		4	1	3	1	1					
1		2	2	3	2						
	1	1	1	1	1			1			
	1	2					2	1			
	N		N								

- } 1学年の単式学級
- } 2学年の " }
- } 3学年の " (知的障害の学級)
- } 4学年の "
- } 5学年の "
- } 6学年の "
- } 5学年と6学年の複式学級
- } " → (知的障害（主たる障害）と肢体不自由（併せ持つ障害）の重複障害学級)
- } " → (知的障害（主たる障害）と病弱・身体虚弱（併せ持つ障害）の重複障害学級でかつ訪問教育学級)
- } 在籍児童がない学級

○在学者を年齢別に記入します。

6	5	9	4	2	7	1	3	3	3
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

この場合2枚目の調査票には「学校名」,「報告者」,  
「7310」に書き直して記入します。なお「計」

中 学 部

15 (2) 中 学 部 の 学 級 別 在 学 者	学級区分	学級 編 制 別	障害種別				訪問 教育 学級	生徒数 計		学 年 別								
			視 覚 障 害	聴 覚 障 害	知 的 障 害	肢 体 不 自 由		病 弱 ・ 身 体 虚 弱	男	女	1 学年		2 学年		3 学年		12~14歳	
											男	女	男	女	男	女	男	女
	1 学年	8 0 1 0 1			1		6	2	6	2					6	2		
	2 "	8 0 2 0 1			1		5	5		5	5			5	4			
	3 "	8 0 3 0 1			1		8	2				8	2	6	1			
	2 個学年複式	8 0 4 0 2			1 2		2	1	1	1	1			1				
	3 個学年複式	8 0 5 0 2			1 2 2	1	3		1	1		1		1				
		8 0 6 0 0																
	生徒数合計	8 2 0 0 0	g + h = i 3 4				g	h	8	2	7	6	9	2	1 9	7		

○ 知的障害（主たる障害）と肢体不自由（併せ持つ障害）と病弱・身体虚弱（併せ持つ障害）の3重の重複障害学級であることを示します。

○ 学級数が21以上ある場合は、前記の小学部に準じて扱います。ただし、学級名については、電子調査票の欄に入らない場合は適宜省略して構いません。

高 等 部

15 (4) 高等部の学級別在学者数（学級ごとに一段ずつって記入する。）																		
学級区分	学級 編 制 別	障害種別				訪問 教育 学級	生徒数 計		学 年 別									
		視 覚 障 害	聴 覚 障 害	知 的 障 害	肢 体 不 自 由		病 弱 ・ 身 体 虚 弱	男	女	1 学年		2 学年		3 学年		15~17歳		
										男	女	男	女	男	女	男	女	
本	1 学年	9 0 1 0 1			1		9	2	9	2					7	2		
	2 "	9 0 2 0 1			1		6	3		6	3			4	2			
	3 "	9 0 3 0 1			1		7	3			7	3		2	2			
	2 個学年複式	9 0 4 0 2			1 2		3	2	2	1	2			1	1			
	3 個学年複式	9 0 5 0 2			1 2 2	1	4		3		N	1		2				
		9 0 6 0 0																
専	複 式	9 4 1 0 2			1		4	1	1	1	1		2					
	複 式	9 4 2 0 2			1			N			N		N					
科		9 4 5 0 0																
		9 4 6 0 0																
	別 複 式	9 6 1 0 2			1		1	2	1	1	1			1	1			
科		9 6 4 0 0																
	生徒数合計	j + k = 1	4 7				j	k	3 4	1 3	1 6	4	3	6	1 0	3	1 7	8

○ 5月1日現在在籍生徒がないことを示します。

○ 学級数がそれぞれ13, 7又は5以上ある場合は、前記の小学部に準じて扱います。



### (3) 「卒業後の状況調査票（特別支援学校 中学部）」の作成

「都道府県番号」、「学校コード」の回答については、4ページを参照してください。また、調査事項「3」以下については、次の説明により正確に回答してください。

なお、今年度廃校となった場合も、前年度に卒業者がいる場合、本調査票の作成が必要です。

#### ○設置者別（項目3）

1. 該当する番号を回答します。
2. 公立大学法人立の学校は、公立の番号を回答します。

#### ○本校分校別（項目4）

1. 該当する番号を回答します。
2. 廃校の場合は、「本校分校別」欄は「1（本校）」か「2（分校）」にし、前年度卒業者について回答し、提出してください。

#### ○状況別卒業生数（令和8年3月卒業生）（項目5）

1. 「状況別卒業生数」の各欄は、次の区分により主たる障害種別に回答します。主たる障害種別とは、当該生徒の在籍していた学級の編制上主たる教育の対象としている障害種別をいいます。

##### 「A 高等学校等進学者」

: 高等学校の本科（全日制、定時制及び通信制）及び別科、中等教育学校後期課程の本科及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科及び別科へ進学した者及び進学しかつ就職した者。

※中等教育学校後期課程の「定時制」、「別科」及び特別支援学校高等部の「別科」は令和7年5月1日現在設置されていません。当該箇所に進学者数を回答する場合は誤りの可能性がありますので十分注意してください。

##### 「B 専修学校（高等課程）進学者」

: 専修学校の高等課程（中学校卒業程度を入学資格とする課程）へ進学した者及び進学しかつ就職した者。ただし、「A 高等学校等進学者」の欄に回答した者は、この欄には回答しないでください。

##### 「C 専修学校（一般課程）等入学者」

: 専修学校の一般課程又は各種学校（予備校等）に入学した者及び入学しかつ就職した者。入学先の学校の区分が不明な場合は、専修学校・各種学校を所管する都道府県の担当課へ照会してください。

なお、各種学校への進学者は、正式な認可を受けている学校に進学した者に限り回答します。無認可の予備校、私塾等に進学した者は「F 左記以外の者」に回答してください。

##### 「D 公共職業能力開発施設等入学者」

: 公共職業能力開発施設等（海上技術学校や准看護師学校養成所など学校教育法以外の法令に基づいて設置された教育訓練機関含む）に入学した者及び入学しかつ就職した者。

##### 「E 就職者等」

: 上記A、B、C及びD以外で就職した者等の数を次の区分により回答します。

「自営業主等」とは、個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者をいいます。

「常用労働者」のうち「無期雇用労働者」とは、雇用契約期間の定めのない者として就職した者、「有期雇用労働者（雇用契約期間が一月以上の者）」とは、雇用契約期間が1か月以上で期間の定めのある者をいいます。なお、本欄の「有期雇用労働者」に計上された者すべてが「就職している者」には該当するわけではありません。後述の再掲欄に計上された、「うち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者」のみが「就職している者」に該当となりますのでご注意ください。

「臨時労働者」とは、雇用契約期間が1か月未満で期間の定めのある者をいいます。なお、「臨時労働者」に計上された者は「就職している者」には該当しません。

（就職したが就職先が不明の者は「無期雇用労働者」として扱います。この場合の「7」欄の産業別は「左記以外のもの」とし、県内・県外別は「県外」として扱います。）

「F 左記以外の者」

: 家事手伝いをしている者、外国の学校に入学した者等、上記A～Eに該当しない者の合計数。無認可の予備校、私塾等に進学した者もこの欄に回答してください。（就職・進学の様子が不明の者はこちらに回答してください。）

「G 不詳・死亡の者」

: 卒業者のうち、本年5月1日までに死亡した者及び生死が不明の者。

2. 「(再掲)」の「左記Fのうち社会福祉施設等入所、通所者」には、「左記以外の者」のうち社会福祉施設等に入所又は通っている者を次の区分により回答します。ただし、「医療機関」には入院している者のみ回答します。

「児童福祉施設」

: 児童福祉法による児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童厚生施設、児童養護施設及び児童家庭支援センターを除きます。）

「障害者支援施設等」

: 障害者総合支援法による「障害福祉サービス」を提供している施設。また、従来の「厚生施設」、「授産施設」から、当該サービスを提供する施設へ移行された施設。なお、在宅で障害福祉サービスを利用している者については回答しません。

「うち就労系支援事業利用者」

: 「障害者支援施設等」に回答された者のうち、障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス（就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業）を利用している者。

「医療機関」

: 国立病院、指定発達支援医療機関、診療所等に入院している者（ただし、6か月未満の短期療養を目的とする者を除きます。）。

3. 卒業者が上記各区分に重複して該当する場合は、便宜上、A→B→C→D→Eの順に回答することとし、重複回答はしないでください。また、回答に当たっては、以下の点に留意してください。
- ①令和8年5月1日現在の状況を回答します。したがって、進学、入学した者が5月1日までに退学した場合、就職した者が5月1日までに退職した場合は進学者、入学者、就職者として扱いません。なお、卒業時から令和8年5月1日までの状況の変更について把握できない場合は、卒業時の状況を回答してください。
  - ②上記A、B、C及びDに該当する者で、就職している者は必ず(再掲)「左記A、B、C、Dのうち就職している者」に回答します。なお、この場合の「就職している者」とは、「E 就職者等」のうち「自営業主等」、「無期雇用労働者」、「有期雇用労働者（雇用契約期間が一年以上の者）」のうち雇用契約期間が1年以上かつフルタイム勤務相当の者を指します。「有期雇用労働者（雇用契約期間が一年以上の者）」でも雇用契約期間が1年未満の者又は短時間勤務の者、「臨時労働者」に分類される者は「左記A、B、C、Dのうち就職している者」として再掲する必要はありません。
  - ③「有期雇用労働者（雇用契約期間が一年以上の者）」に該当する者で、雇用契約期間が1年以上かつフルタイム勤務相当の者は「(再掲) 左記E有期雇用労働者のうち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者」に回答します。「フルタイム勤務相当の者」とは、1週間の所定労働時間がおおむね40～30時間程度の者を指します。

### ○「5」の卒業者総数のうち高等学校(本科)等への入学志願者数(再掲) (項目6)

1. 「5」に回答した卒業者のうち、高等学校及び中等教育学校後期課程の本科（通信制及び別科は除く。就職して願書を提出した者を含む。）、高等専門学校又は特別支援学校高等部の本科（別科は除く。）へ願書を提出した者の実数を回答します。



#### (4) 「卒業後の状況調査票（特別支援学校 高等部）」の作成

「都道府県番号」、「学校コード」の回答については、4ページを参照してください。また、以下の各調査事項の説明により正確に回答してください。この調査票による調査対象者は、次のとおりです。

1. 調査事項「5」、「6」欄及び「8」～「10」欄については、令和8年3月の特別支援学校高等部本科（専攻科、別科を除く。以下同じ。）の卒業者とします。（年度途中（令和7年4月1日～令和8年3月31日）に卒業を認められた者も含む。以下同じ。）
2. 調査事項「7」欄については、令和7年3月以前の特別支援学校（盲・聾・養護学校）高等部本科の卒業者とします。

#### ○設置者別（項目3）

1. 該当する番号を回答します。
2. 公立大学法人立の学校は、公立の番号を回答します。

#### ○本校分校別（項目4）

1. 該当する番号を回答します。
2. 廃校の場合は、「本校分校別」欄は「1（本校）」か「2（分校）」にし、前年度卒業者について回答し、提出してください。

#### ○状況別卒業生数（項目5）

1. 「状況別卒業生数」の各欄は、次の区分により学科別、主たる障害種別に回答します。主たる障害種別とは、当該生徒の在籍していた学級の学級編制上主たる教育の対象としている障害種別をいいます。
2. 知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱者に対する教育を行う学科においては、学科番号は大分類の学科番号を回答してください。

（例）商業科であれば「401」（小分類）ではなく「400」（大分類）を回答します。異なる学科（小分類）であっても、大分類の学科番号及び主たる障害種別が同一の場合は、まとめて回答します（小分類の学科ごとに分けて回答はしない）。学科番号が不明な場合は、統計主管課に問い合わせるか、巻末の学科コード表及び文部科学省ホームページを御覧ください。

#### 「A 大学等進学者」

: 大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を回答します。

#### 「B 専修学校（専門課程）進学者」

: 専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程で通常、専門学校と称する。）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を回答します。

#### 「C 専修学校（一般課程）等入学者」

: 専修学校の一般課程及び高等課程又は各種学校（予備校等）に入学した者及び入学しかつ就職した者を回答します。入学先の学校の区分が不明な場合は専修学校・各種学校を所管する都道府県の担当課へ照会してください。各種学校への進学者は、正式な認可を受けている学校に進学した者に限り回答します。無認可の予備校、私塾等に進学した者は「F 左記以外の者」に回答してください。

#### 「D 公共職業能力開発施設等入学者」

: 公共職業能力開発施設等（看護師学校養成所、海技大学校及び水産大学校など学校教育法以外の法令に基づいて設置された教育訓練機関含む）に入学した者及び入学しかつ就職した者を回答します。

「E 就職者等」

：上記A、B、C及びD以外で就職した者等の数を次の区分により回答します。「自営業主等」とは、個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者をいいます。

「常用労働者」のうち「無期雇用労働者」とは、雇用契約期間の定めのない者として就職した者、「有期雇用労働者（雇用契約期間が一月以上の者）」とは、雇用契約期間が1か月以上で期間の定めのある者をいいます。なお、本欄の「有期雇用労働者」に計上された者すべてが「就職している者」に該当するわけではありません。後述の再掲欄に計上された、「うち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者」のみが「就職している者」に該当となりますのでご注意ください。

「臨時労働者」とは、雇用契約期間が1か月未満で期間の定めのある者をいいます。なお、「臨時労働者」に計上された者は「就職している者」には該当しません。（就職したが就職先が不明の者は「無期雇用労働者」として扱います。この場合の「8」欄の産業別は「左記以外のもの」とし、県内・県外別は「県外」として扱います。）

「F 左記以外の者」

：家事手伝いをしている者、外国の学校に入学した者等、上記A～Eに該当しない者の合計数。無認可の予備校、私塾等に進学した者もこの欄に回答してください。（就職・進学の状況が不明の者はこちらに回答してください）

「G 不詳・死亡の者」

：卒業者のうち、本年5月1日までに死亡した者及び生死が不明の者。

2. 「(再掲)」の「左記Fのうち社会福祉施設等入所、通所者」には、「左記以外の者」のうち社会福祉施設等に入所又は通っている者を次の区分により回答します。ただし、「医療機関」には入院している者のみ回答します。

※「児童福祉施設」「障害者支援施設等」「うち就労系支援事業利用者」「医療機関」は20ページ「5 状況別卒業者数」の説明に準じます。

3. 卒業者が上記各区分に重複して該当する場合は、便宜上、A→B→C→D→Eの順に回答することとし、重複回答はしないでください。また、回答に当たっては、以下の点に留意してください。

①令和8年5月1日現在の状況を回答します。したがって、進学、入学した者が5月1日までに退学した場合、就職した者が5月1日までに退職した場合は進学者、入学者、就職者として扱いません。なお、卒業時から令和8年5月1日までの状況の変更について把握できない場合は、卒業時の状況を回答してください。

②防衛大学校、警察学校等「公務員」の身分を有し、俸給の支給される「学校」及び会社の経営する社員教育のための施設に進んだ者は就職者として扱います。

③上記A、B、C及びDに該当する者で、就職している者は必ず(再掲)「左記A、B、C、Dのうち就職している者」に回答してください。

なお、この場合の「就職している者」とは、「E 就職者等」のうち「自営業主等」、「無期雇用労働者」、「有期雇用労働者（雇用契約期間が一月以上の者）」のうち雇用契約期間が一年以上かつフルタイム勤務相当の者を指します。「有期雇用労働者（雇用契約期間が一月以上の者）」でも雇用契約期間が1年未満の者又は短時間勤務の者、「臨時労働者」に分類される者は「左記A、B、C、Dのうち就職している者」として再掲する必要はありません。

○「5」の卒業者総数のうち大学（学部）、短期大学（本科）への入学志願者数（再掲）（項目6）

大学（学部）又は短期大学（本科）へ願書を提出した者（就職して願書を提出した者を含む）の実数を回答します。同一人が2校（学部・学科）以上に願書を提出した場合も1名として回答します。例えば、同一人が2校（学部・学科）以上に入学を志願して、そのいくつかの学校（学部・学科）に合格した場合は、実際に進学した方に回答し、また、いずれの学校（学部・学科）にも不合格の場合は第一志望の方に回答します。



4. 「計のうち、自家・自営業に就いた者」には、継続的に本業として自家業に従事する者又は自営業を営む者の数を再掲として回答します。なお、家業が会社組織となっている場合は自家・自営業として扱いません。なお、「計のうち、職業安定所又は学校を通じて就職した者」と「計のうち、自家・自営業に就いた者」に同一人について重複回答のないようにしてください。

**○就職先の都道府県別就職者数（項目10）**

1. 「就職者」の就職先の事業所の所在する都道府県によって分類します。
2. 「その他」には、国外勤務者及び不詳の者を回答します。

## 日本標準産業分類（抄）令和5年6月改定

※日本標準産業分類の詳細については、

政府統計の総合窓口 (<https://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/htoukeib.do>) で閲覧することができます。（どの産業に分類されるかをキーワード検索することも可能です。）

### A 農業、林業

**農業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (農業), 耕種農業, 畜産農業, 農業サービス業 (園芸サービス業を除く), 園芸サービス業

**林業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (林業), 育林業, 素材生産業, 特用林産物生産業 (きのこ類の栽培を除く), 林業サービス業, その他の林業

### B 漁業

**漁業 (水産養殖業を除く)** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (漁業), 海面漁業, 内水面漁業

**水産養殖業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (水産養殖業), 海面養殖業, 内水面養殖業

### C 鉱業、採石業、砂利採取業

**鉱業、採石業、砂利採取業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (鉱業, 採石業, 砂利採取業), 金属鉱業, 石炭・亜炭鉱業, 原油・天然ガス鉱業, 採石業, 砂・砂利・玉石採取業, 窯業原料用鉱物鉱業 (耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る), その他の鉱業

### D 建設業

**総合工事業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (総合工事業), 一般土木建築工事業, 土木工事業 (舗装工事業を除く), 舗装工事業, 建築工事業 (木造建築工事業を除く), 木造建築工事業, 建築リフォーム工事業

**職別工事業 (設備工事業を除く)** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (職別工事業), 大工工事業, とび・土工・コンクリート工事業, 鉄骨・鉄筋工事業, 石工・れんが・タイル・ブロック工事業, 左官工事業, 板金・金物工事業, 塗装工事業, 床・内装工事業, その他の職別工事業

**設備工事業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (設備工事業), 電気工事業, 電気通信・信号装置工事業, 管工事業 (さく井工事業を除く), 機械器具設置工事業, その他の設備工事業

### E 製造業

**食料品製造業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (食料品製造業), 畜産食料品製造業, 水産食料品製造業, 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業, 調味料製造業, 砂糖・でんぷん糖類製造業, 精穀・製粉業, パン・菓子製造業, 動植物油脂製造業, その他の食料品製造業

**飲料・たばこ・飼料製造業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (飲料・たばこ・飼料製造業), 清涼飲料製造業, 酒類製造業, 茶・コーヒー製造業 (清涼飲料を除く), 製氷業, たばこ製造業, 飼料・有機質肥料製造業

**繊維工業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (繊維工業), 製糸業, 紡績業, 化学繊維・ねん糸等製造業, 織物業, ニット生地製造業, 染色整理業, 綱・網・レース・繊維粗製品製造業, 外衣・シャツ製造業 (和式を除く), 下着類製造業, 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業, その他の繊維製品製造業

**木材・木製品製造業（家具を除く）** — 管理，補助的経済活動を行う事業所（木材・木製品製造業），製材業，木製品製造業，造作材・合板・建築用組立材料製造業，木製容器製造業（竹，とうを含む），その他の木製品製造業（竹，とうを含む）

**家具・装備品製造業** — 管理，補助的経済活動を行う事業所（家具・装備品製造業），家具製造業，宗教用具製造業，建具製造業，その他の家具・装備品製造業

**パルプ・紙・紙加工品製造業** — 管理，補助的経済活動を行う事業所（パルプ・紙・紙加工品製造業），パルプ製造業，紙製造業，加工紙製造業，紙製品製造業，紙製容器製造業，その他のパルプ・紙・紙加工品製造業

**印刷・同関連業** — 管理，補助的経済活動を行う事業所（印刷・同関連業），印刷業，製版業，製本業，印刷物加工業，印刷関連サービス業

**化学工業** — 管理，補助的経済活動を行う事業所（化学工業），化学肥料製造業，無機化学工業製品製造業，有機化学工業製品製造業，油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業，医薬品製造業，化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業，その他の化学工業

**石油製品・石炭製品製造業** — 管理，補助的経済活動を行う事業所（石油製品・石炭製品製造業），石油精製業，潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないもの），コークス製造業，舗装材料製造業，その他の石油製品・石炭製品製造業

**プラスチック製品製造業（別掲を除く）** — 管理，補助的経済活動を行う事業所（プラスチック製品製造業），プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業，プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業，工業用プラスチック製品製造業，発泡・強化プラスチック製品製造業，プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む），その他のプラスチック製品製造業

**ゴム製品製造業** — 管理，補助的経済活動を行う事業所（ゴム製品製造業），タイヤ・チューブ製造業，ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業，ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業，その他のゴム製品製造業

**なめし革・同製品・毛皮製造業** — 管理，補助的経済活動を行う事業所（なめし革・同製品・毛皮製造業），なめし革製造業，工業用革製品製造業（手袋を除く），革製履物用材料・同附属品製造業，革製履物製造業，革製手袋製造業，かばん製造業，袋物製造業，毛皮製造業，その他のなめし革製品製造業

**窯業・土石製品製造業** — 管理，補助的経済活動を行う事業所（窯業・土石製品製造業），ガラス・同製品製造業，セメント・同製品製造業，建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く），陶磁器・同関連製品製造業，耐火物製造業，炭素・黒鉛製品製造業，研磨材・同製品製造業，骨材・石工品等製造業，その他の窯業・土石製品製造業

**鉄鋼業** — 管理，補助的経済活動を行う事業所（鉄鋼業），製鉄業，製鋼・製鋼圧延業，製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く），表面処理鋼材製造業，鉄素形材製造業，その他の鉄鋼業

**非鉄金属製造業** — 管理，補助的経済活動を行う事業所（非鉄金属製造業），非鉄金属第1次製錬・精製業，非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む），非鉄金属・同合金圧延業（抽伸，押出しを含む），電線・ケーブル製造業，非鉄金属素形材製造業，その他の非鉄金属製造業

**金属製品製造業** — 管理，補助的経済活動を行う事業所（金属製品製造業），ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業，洋食器・刃物・手道具・金物類製造業，暖房・調理等装置・配管工事用附属品製造業，建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む），金属素形材製品製造業，金属被覆・彫刻業，熱処理業（ほうろう鉄器を除く），金属線製品製造業（ねじ類を除く），ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業，その他の金属製品製造業

**はん用機械器具製造業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (はん用機械器具製造業), ボイラ・原動機製造業, ポンプ・圧縮機器製造業, 一般産業用機械・装置製造業, その他のはん用機械・同部分品製造業

**生産用機械器具製造業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (生産用機械器具製造業), 農業用機械製造業 (農業用器具を除く), 建設機械・鉱山機械製造業, 繊維機械製造業, 生活関連産業用機械製造業, 基礎素材産業用機械製造業, 金属加工機械製造業, 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業, その他の生産用機械・同部分品製造業

**業務用機械器具製造業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (業務用機械器具製造業), 事務用機械器具製造業, サービス用・娯楽用機械器具製造業, 計量器・測定器・分析機器・試験器・測量機械器具・理化学機械器具製造業, 医療用機械器具・医療用品製造業, 光学機械器具・レンズ製造業, 武器製造業

**電子部品・デバイス・電子回路製造業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (電子部品・デバイス・電子回路製造業), 電子デバイス製造業, 電子部品製造業, 記録メディア製造業, 電子回路製造業, ユニット部品製造業, その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

**電気機械器具製造業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (電気機械器具製造業), 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業, 産業用電気機械器具製造業, 民生用電気機械器具製造業, 電球・電気照明器具製造業, 電池製造業, 電子応用装置製造業, 電気計測器製造業, その他の電気機械器具製造業

**情報通信機械器具製造業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (情報通信機械器具製造業), 通信機械器具・同関連機械器具製造業, 映像・音響機械器具製造業, 電子計算機・同附属装置製造業

**輸送用機械器具製造業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (輸送用機械器具製造業), 自動車・同附属品製造業, 鉄道車両・同部分品製造業, 船舶製造・修理業, 船用機関製造業, 航空機・同附属品製造業, 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業, その他の輸送用機械器具製造業

**その他の製造業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (その他の製造業), 貴金属・宝石製品製造業, 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業 (貴金属・宝石製を除く), 時計・同部分品製造業, 楽器製造業, がん具・運動用具製造業, ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業, 漆器製造業, 畳等生活雑貨製品製造業, 他に分類されない製造業

## **F 電気・ガス・熱供給・水道業**

**電気業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (電気業), 電気業

**ガス業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (ガス業), ガス業

**熱供給業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (熱供給業), 熱供給業

**水道業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (水道業), 上水道業, 工業用水道業, 下水道業

## **G 情報通信業**

**通信業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (通信業), 固定電気通信業, 移動電気通信業, 電気通信に附帯するサービス業

**放送業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (放送業), 公共放送業 (有線放送業を除く), 民間放送業 (有線放送業を除く), 有線放送業

**情報サービス業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (情報サービス業), ソフトウェア業, 情報処理・提供サービス業

**インターネット附随サービス業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (インターネット附随サービス業), インターネット附随サービス業

映像・音声・文字情報制作業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (映像・音声・文字情報制作業), 映像情報制作・配給業, 音声情報制作業, 新聞業, 出版業, 広告制作業, 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業

## **H 運輸業, 郵便業**

鉄道業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (鉄道業), 鉄道業

道路旅客運送業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (道路旅客運送業), 一般乗合旅客自動車運送業, 一般乗用旅客自動車運送業, 一般貸切旅客自動車運送業, その他の道路旅客運送業

道路貨物運送業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (道路貨物運送業), 一般貨物自動車運送業, 特定貨物自動車運送業, 貨物軽自動車運送業, 集配利用運送業, その他の道路貨物運送業

水運業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (水運業), 外航海運業, 沿海海運業, 内陸水運業, 船舶貸渡業

航空運輸業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (航空運輸業), 航空運送業, 航空機使用業 (航空運送業を除く)

倉庫業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (倉庫業), 倉庫業 (冷蔵倉庫業を除く), 冷蔵倉庫業

運輸に附帯するサービス業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (運輸に附帯するサービス業), 港湾運送業, 貨物運送取扱業 (集配利用運送業を除く), 運送代理店, 梱包業, 運輸施設提供業, その他の運輸に附帯するサービス業

郵便業 (信書便事業を含む) — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (郵便業), 郵便業 (信書便事業を含む)

## **I 卸売業, 小売業**

各種商品卸売業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (各種商品卸売業), 各種商品卸売業

繊維・衣服等卸売業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (繊維・衣服等卸売業), 繊維品卸売業 (衣服, 身の回り品を除く), 衣服卸売業, 身の回り品卸売業

飲食料品卸売業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (飲食料品卸売業), 農畜産物・水産物卸売業, 食料・飲料卸売業

建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業), 建築材料卸売業, 化学製品卸売業, 石油・鉱物卸売業, 鉄鋼製品卸売業, 非鉄金属卸売業, 再生資源卸売業

機械器具卸売業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (機械器具卸売業), 産業機械器具卸売業, 自動車卸売業, 電気機械器具卸売業, その他の機械器具卸売業

その他の卸売業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (その他の卸売業), 家具・建具・じゅう器等卸売業, 医薬品・化粧品等卸売業, 紙・紙製品卸売業, 他に分類されない卸売業

各種商品小売業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (各種商品小売業), 百貨店, 総合スーパーマーケット, コンビニエンスストア, ドラッグストア, ホームセンター, 均一価格店, その他の各種商品小売業

織物・衣服・身の回り品小売業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (織物・衣服・身の回り品小売業), 呉服・服地・寝具小売業, 男子服小売業, 婦人・子供服小売業, 靴・履物小売業, その他の織物・衣服・身の回り品小売業

飲食料品小売業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (飲食料品小売業), 各種食料品小売業, 野菜・果実小売業, 食肉小売業, 鮮魚小売業, 酒小売業, 菓子・パン小売業, その他の飲食料品小売業

機械器具小売業 — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (機械器具小売業), 自動車小売業, 自転車小売業, 機械器具小売業 (自動車, 自転車を除く)

**その他の小売業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (その他の小売業), 家具・建具・畳小売業, じゅう器小売業, 医薬品・化粧品小売業, 農耕用品小売業, 燃料小売業, 書籍・文房具小売業, スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業, 写真機・時計・眼鏡小売業, 他に分類されない小売業

**無店舗小売業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (無店舗小売業), 通信販売・訪問販売小売業, 自動販売機による小売業, その他の無店舗小売業

## **J 金融業, 保険業**

**銀行業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (銀行業), 中央銀行, 銀行 (中央銀行を除く)

**協同組織金融業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (協同組織金融業), 中小企業等金融業, 農林水産金融業

**貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関), 貸金業, 質屋, クレジットカード業, 割賦金融業, その他の非預金信用機関

**金融商品取引業, 商品先物取引業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (金融商品取引業, 商品先物取引業), 金融商品取引業, 商品先物取引業, 商品投資顧問業

**補助的金融業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (補助的金融業等), 補助的金融業, 金融附帯業, 信託業, 金融代理業

**保険業 (保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (保険業), 生命保険業, 損害保険業, 共済事業, 少額短期保険業, 保険媒介代理業, 保険サービス業

## **K 不動産業, 物品賃貸業**

**不動産取引業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (不動産取引業), 建物売買業, 土地売買業, 不動産代理業・仲介業

**不動産賃貸業・管理業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (不動産賃貸業・管理業), 不動産賃貸業 (貸家業, 貸間業を除く), 貸家業, 貸間業, 駐車場業, 不動産管理業

**物品賃貸業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (物品賃貸業), 各種物品賃貸業, 産業用機械器具賃貸業, 事務用機械器具賃貸業, 自動車賃貸業, スポーツ・娯楽用品賃貸業, その他の物品賃貸業

## **L 学術研究, 専門・技術サービス業**

**学術・開発研究機関** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (学術・開発研究機関), 自然科学研究所, 人文・社会科学研究所

**専門サービス業 (他に分類されないもの)** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (専門サービス業), 法律事務所, 特許事務所, 公証人役場, 司法書士事務所, 土地家屋調査士事務所, 行政書士事務所, 公認会計士事務所, 税理士事務所, 社会保険労務士事務所, デザイン業, 著述・芸術家業, 経営コンサルタント業, 純粋持株会社, その他の専門サービス業

**広告業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (広告業), 広告業

**技術サービス業 (他に分類されないもの)** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (技術サービス業), 獣医業, 土木建築サービス業, 機械設計業, 商品・非破壊検査業, 計量証明業, 写真業, その他の技術サービス業

## **M 宿泊業, 飲食サービス業**

**宿泊業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (宿泊業), 旅館, ホテル, 簡易宿所, 下宿業, その他の宿泊業

**飲食店** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (飲食店), 食堂, レストラン (専門料理店を除く), 専門料理店, そば・うどん店, すし店, 酒場, ビヤホール, バー, キャバレー, ナイトクラブ, 喫茶店, その他の飲食店

**持ち帰り・配達飲食サービス業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (持ち帰り・配達飲食サービス業), 持ち帰り飲食サービス業, 配達飲食サービス業, 施設給食業

## **N 生活関連サービス業, 娯楽業**

**洗濯・理容・美容・浴場業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (洗濯・理容・美容・浴場業), 洗濯業, 理容業, 美容業, 一般公衆浴場業, その他の公衆浴場業, その他の洗濯・理容・美容・浴場業

**その他の生活関連サービス業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (その他の生活関連サービス業), 旅行業, 家事サービス業, 衣服裁縫修理業, 物品預り業, 火葬・墓地管理業, 冠婚葬祭業, 他に分類されない生活関連サービス業

**娯楽業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (娯楽業), 映画館, 興行場 (別掲を除く), 興行団, 競輪・競馬等の競走場, 競技団, スポーツ施設提供業, 公園, 遊園地, 遊戯場, その他の娯楽業

## **O 教育, 学習支援業**

**学校教育** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (学校教育), 幼稚園, 小学校, 中学校, 義務教育学校, 高等学校, 中等教育学校, 特別支援学校, 高等教育機関, 専修学校, 各種学校, 学校教育支援機関, 幼保連携型認定こども園

**その他の教育, 学習支援業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (その他の教育, 学習支援業), 社会教育, 職業・教育支援施設, 学習塾, 教養・技能教授業, 他に分類されない教育, 学習支援業

## **P 医療, 福祉**

**医療業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (医療業), 病院, 一般診療所, 歯科診療所, 助産・看護業, 施術業, 医療に附帯するサービス業

**保健衛生** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (保健衛生), 保健所, 健康相談施設, その他の保健衛生

**社会保険・社会福祉・介護事業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (社会保険・社会福祉・介護事業), 社会保険事業団体, 福祉事務所, 児童福祉事業, 老人福祉・介護事業, 障害者福祉事業, その他の社会保険・社会福祉・介護事業

## **Q 複合サービス事業**

**郵便局** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (郵便局), 郵便局, 郵便局受託業

**協同組合 (他に分類されないもの)** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (協同組合), 農林水産業協同組合 (他に分類されないもの), 事業協同組合 (他に分類されないもの)

## **R サービス業 (他に分類されないもの)**

**廃棄物処理業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (廃棄物処理業), 一般廃棄物処理業, 産業廃棄物処理業, その他の廃棄物処理業

**自動車整備業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (自動車整備業), 自動車整備業

**機械等修理業 (別掲を除く)** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (機械等修理業), 機械修理業 (電気機械器具を除く), 電気機械器具修理業, 表具業, その他の修理業

**職業紹介・労働者派遣業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (職業紹介・労働者派遣業), 職業紹介業, 労働者派遣業

**その他の事業サービス業** — 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (その他の事業サービス業), 速記・ワープロ入力・複写業, 建物等維持管理業, 警備業, 他に分類されない事業サービス業

政治・経済・文化団体 — 経済団体，労働団体，学術・文化団体，政治団体，他に分類されない非営利的団体

宗教 — 神道系宗教，仏教系宗教，キリスト教系宗教，その他の宗教

その他のサービス業 — 管理，補助的経済活動を行う事業所（その他のサービス業），集会場，と畜場，他に分類されないサービス業

外国公務 — 外国公館，その他の外国公務

**S 公務（他に分類されるものを除く）**

国家公務 — 立法機関，司法機関，行政機関

地方公務 — 都道府県の機関，市町村の機関

**T 分類不能の産業**

分類不能の産業 — 分類不能の産業

別表2

日本標準職業分類（抄）平成21年12月改定

※日本標準職業分類の詳細については、

政府統計の総合窓口(<https://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/htoukeib.do>)で閲覧することができます。（どの職業に分類されるかをキーワード検索することも可能です。）

**B 専門的・技術的職業従事者**

**研究者** — 自然科学系研究者，人文・社会科学系等研究者

**農林水産技術者** — 農林水産技術者

**製造技術者（開発）** — 食品技術者（開発），電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）（開発），機械技術者（開発），自動車技術者（開発），輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発），金属技術者（開発），化学技術者（開発），その他の製造技術者（開発）

**製造技術者（開発を除く）** — 食品技術者（開発を除く），電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）（開発を除く），機械技術者（開発を除く），自動車技術者（開発を除く），輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発を除く），金属技術者（開発を除く），化学技術者（開発を除く），その他の製造技術者（開発を除く）

**建築・土木・測量技術者** — 建築技術者，土木技術者，測量技術者

**情報処理・通信技術者** — システムコンサルタント，システム設計者，情報処理プロジェクトマネージャ，ソフトウェア作成者，システム運用管理者，通信ネットワーク技術者，その他の情報処理・通信技術者

**その他の技術者** — その他の技術者

**医師，歯科医師，獣医師，薬剤師** — 医師，歯科医師，獣医師，薬剤師

**保健師，助産師，看護師** — 保健師，助産師，看護師（准看護師を含む）

**医療技術者** — 診療放射線技師，臨床工学技士，臨床検査技師，理学療法士，作業療法士，視能訓練士，言語聴覚士，歯科衛生士，歯科技工士

**その他の保健医療従事者** — 栄養士，あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師，柔道整復師，他に分類されない保健医療従事者

**社会福祉専門職業従事者** — 福祉相談指導専門員，福祉施設指導専門員，保育士，その他の社会福祉専門職業従事者

**法務従事者** — 裁判官，検察官，弁護士，弁理士，司法書士，その他の法務従事者

**経営・金融・保険専門職業従事者** — 公認会計士，税理士，社会保険労務士，金融・保険専門職業従事者，その他の経営・金融・保険専門職業従事者

**教員** — 幼稚園教員，小学校教員，中学校教員，高等学校教員，中等教育学校教員，特別支援学校教員，高等専門学校教員，大学教員，その他の教員

**宗教家** — 宗教家

**著述家，記者，編集者** — 著述家，記者，編集者

**美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者** — 彫刻家，画家，書家，工芸美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者

音楽家、舞台芸術家 — 音楽家、舞踊家、俳優、演出家、演芸家

その他の専門的職業従事者 — 図書館司書、学芸員、カウンセラー(医療・福祉施設を除く)、個人教師、職業スポーツ従事者、通信機器操作従事者、他に分類されない専門的職業従事者

### C 事務従事者

一般事務従事者 — 庶務事務員、人事事務員、企画事務員、受付・案内事務員、秘書、電話応接事務員、総合事務員、その他の一般事務従事者

会計事務従事者 — 現金出納事務員、預・貯金窓口事務員、経理事務員、その他の会計事務従事者

生産関連事務従事者 — 生産現場事務員、出荷・受荷事務員

営業・販売事務従事者 — 営業・販売事務員、その他の営業・販売事務従事者

外勤事務従事者 — 集金人、調査員、その他の外勤事務従事者

運輸・郵便事務従事者 — 旅客・貨物係事務員、運行管理事務員、郵便事務員

事務用機器捜査員 — パーソナルコンピュータ操作員、データ・エントリー装置操作員、電子計算機オペレーター(パーソナルコンピュータを除く)、その他の事務用機器操作員

### D 販売従事者

商品販売従事者 — 小売店主・店長、卸売店主・店長、販売店員、商品訪問・移動販売従事者、再生資源回収・卸売従事者、商品仕入外交員

販売類似職業従事者 — 不動産仲介・売買人、保険代理・仲立人(ブローカー)、有価証券売買・仲立人、金融仲立人、質屋店主・店員、その他の販売類似職業従事者

営業職業従事者 — 食料品営業職業従事者、化学品営業職業従事者、医薬品営業職業従事者、機械器具営業職業従事者(通信機械器具を除く)、通信・システム営業職業従事者、金融・保険営業職業従事者、不動産営業職業従事者、その他の営業職業従事者

### E サービス職業従事者

家庭生活支援サービス職業従事者 — 家政婦(夫)、家事手伝い、その他の家庭生活支援サービス職業従事者

介護サービス職業従事者 — 介護職員(医療・福祉施設等)、訪問介護従事者

保健医療サービス職業従事者 — 看護助手、歯科助手、その他の保健医療サービス職業従事者

生活衛生サービス職業従事者 — 理容師、美容師、美容サービス従事者(美容師を除く)、浴場従事者、クリーニング職、洗張職

飲食物調理従事者 — 調理人、バーテンダー

接客・給仕職業従事者 — 飲食店主・店長、旅館主・支配人、飲食物給仕従事者、身の回り世話従事者、接客社交従事者、芸者、ダンサー、娯楽場等接客員

居住施設・ビル等管理人 — マンション・アパート・下宿管理人、寄宿舎・寮管理人、ビル管理人、駐車場管理人

その他のサービス職業従事者 — 旅行・観光案内人、物品一時預り人、物品賃貸人、広告宣伝員、葬儀師、火葬作業員、他に分類されないサービス職業従事者

## F 保安職業従事者

自衛官 — 陸上自衛官, 海上自衛官, 航空自衛官, 防衛大学校・防衛医科大学校学生

司法警察職員 — 警察官, 海上保安官, その他の司法警察職員

その他の保安職業従事者 — 看守, 消防員, 警備員, 他に分類されない保安職業従事者

## G 農林漁業従事者 (※<>は学校基本調査における分類。以下同じ。)

### <G-1 農林業従事者>

農業従事者 — 農耕従事者, 養畜従事者, 植木職, 造園師, その他の農業従事者

林業従事者 — 育林従事者, 伐木・造材・集材従事者, その他の林業従事者

### <G-2 漁業従事者>

漁業従事者 — 漁労従事者, 船長・航海士・機関長・機関士(漁労船), 海藻・貝採取従事者, 水産養殖従事者, その他の漁業従事者

## H 生産工程従事者

### <H-1 製造・加工従事者>

生産設備制御・監視従事者(金属製品) — 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員, 鋳物製造・鍛造設備制御・監視員, 金属工作設備制御・監視員, 金属プレス設備制御・監視員, 鉄工・製缶設備制御・監視員, 板金設備制御・監視員, 金属彫刻・表面処理設備制御・監視員, 金属溶接・溶断設備制御・監視員, その他の生産設備制御・監視従事者(金属製品)

生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く) — 化学製品生産設備制御・監視員, 窯業・土石製品生産設備制御・監視員, 食料品生産設備制御・監視員, 飲料・たばこ生産設備制御・監視員, 紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員, 木・紙製品生産設備制御・監視員, 印刷・製本設備制御・監視員, ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員, その他の生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)

製品製造・加工処理従事者(金属製品) — 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者, 鋳物製造・鍛造従事者, 金属工作機械作業従事者, 金属プレス従事者, 鉄工, 製缶従事者, 板金従事者, 金属彫刻・表面処理従事者, 金属溶接・溶断従事者, その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)

製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く) — 化学製品製造従事者, 窯業・土石製品製造従事者, 食料品製造従事者, 飲料・たばこ製造従事者, 紡織・衣服・繊維製品製造従事者, 木・紙製品製造従事者, 印刷・製本従事者, ゴム・プラスチック製品製造従事者, その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)

### <H-2 機械組立従事者>

機械組立設備制御・監視従事者 — はん用・生産用・業務用機械器具組立設備制御・監視員, 電気機械器具組立設備制御・監視員, 自動車組立設備制御・監視員, 輸送機械組立設備制御・監視員(自動車を除く), 計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員

機械組立従事者 — はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者, 電気機械器具組立従事者, 自動車組立従事者, 輸送機械組立従事者(自動車を除く), 計量計測機器・光学機械器具組立従事者

### <H-3 整備修理従事者>

機械整備・修理従事者 — はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者, 電気機械器具整備・修理従事者, 自動車整備・修理従事者, 輸送機械整備・修理従事者(自動車を除く), 計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者

#### <H-4 検査従事者>

製品検査従事者（金属製品）－ 金属材料検査従事者，金属加工・溶接・溶断検査従事者

製品検査従事者（金属製品を除く）－ 化学製品検査従事者，窯業・土石製品検査従事者，食料品検査従事者，飲料・たばこ検査従事者，繊維・衣服・繊維製品検査従事者，木・紙製品検査従事者，印刷・製本検査従事者，ゴム・プラスチック製品検査従事者，その他の製品検査従事者（金属製品を除く）

機械検査従事者－ はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者，電気機械器具検査従事者，自動車検査従事者，輸送機械検査従事者（自動車を除く），計量計測機器・光学機械器具検査従事者

#### <H-5 その他>

生産関連・生産類似作業従事者－ 生産関連作業従事者，生産類似作業従事者

#### I 輸送・機械運転従事者

鉄道運転従事者－ 電車運転士，その他の鉄道運転従事者

自動車運転従事者－ バス運転者，乗用自動車運転者，貨物自動車運転者，その他の自動車運転従事者

船舶・航空機運転従事者－ 船長（漁労船を除く），航海士・運航士（漁労船を除く），水先人，船舶機関長・機関士（漁労船を除く），航空機操縦士

その他の輸送従事者－ 車掌，鉄道輸送関連業務従事者，甲板員，船舶技士，船舶機関員，他に分類されない輸送従事者

定置・建設機械運転従事者－ 発電員，変電員，ボイラー・オペレーター，クレーン・ウインチ運転従事者，ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転従事者，建設・さく井機械運転従事者，採油・天然ガス採取機械運転従事者，その他の定置・建設機械運転従事者

#### J 建設・採掘従事者

建設躯体工事従事者－ 型枠大工，とび職，鉄筋作業従事者

建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）－ 大工，ブロック積・タイル張従事者，屋根ふき従事者，左官，畳職，配管従事者，その他の建設従事者

電気工事従事者－ 送電線架線・敷設従事者，配電線架線・敷設従事者，通信線架線・敷設従事者，電気通信設備工事従事者，その他の電気工事従事者

土木作業従事者－ 土木従事者，鉄道線路工事従事者，ダム・トンネル掘削従事者

採掘従事者－ 採鉱員，石切出従事者，砂利・砂・粘土採取従事者，その他の採掘従事者

#### K 運搬・清掃・包装等従事者 <運搬・清掃等従事者>

運搬従事者－ 郵便・電報外務員，船内・沿岸荷役従事者，陸上荷役・運搬従事者，倉庫作業従事者，配達員，荷造従事者

清掃従事者－ ビル・建物清掃員，ハウスクリーニング職，道路・公園清掃員，ごみ・し尿処理従事者，産業廃棄物処理従事者，その他の清掃従事者

包装従事者－ 包装従事者，その他の運搬・清掃・包装等従事者

#### L 分類不能の職業－ 分類不能の職業

## 5 オンライン調査システムの使用手引（学校用）

※画面は仮の環境のものです。実際に表示されるものとは異なることがあります。

### （１）利用環境

OS……………Windows 11
ブラウザ…Microsoft Edge
Google Chrome
Firefox

### （２）オンライン調査システムの使用方法

#### ○ログインの方法

##### 1. 準備するもの

政府統計コード	8KN5
調査対象者 ID	※都道府県や市町村から配布されたものを使います。
パスワード	※都道府県や市町村から配布されたものを使います（初回のみ。2回目以降のログインは、ご自身で変更されたパスワードを使います）

##### 2. ブラウザを起動します。

##### 3. 「政府統計オンライン調査システム総合窓口」の URL

<https://www.e-survey.go.jp/>をブラウザのアドレスに入力し、Enter キーを押します。

URL <https://www.e-survey.go.jp/> を入力、キーボードの Enter キーを押します。

4. 「政府統計オンライン調査総合窓口」が開きますので、「ログイン画面へ」をクリックします。



5. 「政府統計オンライン調査総合窓口へのログイン」画面が開きます。  
 政府統計コード、調査対象者 ID、パスワードを、それぞれ半角英数字(大文字小文字の区別あり)で入力し、「ログイン」をクリックします。  
 ※「調査名から選択する場合はこちら」から文部科学省「学校基本調査」をクリックしても政府統計コードが入力されます。



- ※政府統計コード及び調査対象者 ID の右側の「次回から入力省略」にチェックを入れると、次回のログイン時から自動表示され、便利です。  
 ※「パスワードを表示する」にチェックを入れることで、パスワードを表示しながら入力することができます。

6. 初回ログイン時はパスワードを変更する画面が表示されます。任意の新しいパスワード(半角英字、数字の2種類で8文字以上)を入力し、「変更」をクリックします。2回目以降は、ここで入力したパスワードを使ってログインしますので、忘れないようにしてください。

※セキュリティを高めるため、推測されやすい文字列は利用できません。詳しくはパスワード入力欄上部の説明及びリンク先(下記 URL)を御覧ください。

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/security/basic/privacy/01-2.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/basic/privacy/01-2.html))

※パスワードを忘れてしまった場合は、**参考1**パスワードの変更方法を参照し、パスワードを再発行してください。

7. 連絡先の登録画面が出てきます。住所、郵便番号、学校名、校長氏名、取扱者氏名、メールアドレス等を入力し(「必須」とある項目は必ず入力)、「登録」ボタンをクリックします。連絡先情報の登録が完了すると、登録したメールアドレスにメールが届きます。また、回答送信後にも、受付確認のメールが届きます。



メールアドレスの入力ミスに気を付けてください。メールアドレスを間違えると、「パスワードの再発行」(参考1)も行えないため、正しいメールアドレスを入力できているか、よく確認してください。

8. 連絡先情報の確認画面が出てきますので、間違いがなければ、「調査票一覧へ」をクリックします（修正する場合は「連絡先変更へ」）。初回ログインが終わり、「電子調査票の一覧」が開きます。

**連絡先情報の確認**

登録いただいたメールアドレスに確認メールを送信しました。

**連絡先情報**

登録いただいた連絡先情報は以下のとおりです。  
確認いただき、よろしければ、「調査票一覧へ」ボタンをクリックしてください。  
表示内容に変更がある場合には、「連絡先変更へ」ボタンをクリックしてください。

住所	東京都千代田区麹が関
郵便番号	
学校名	文科中学校
代表者名	文科太郎
担当者名	文科花子
部署名	
電話番号	xx-xxxx-xxxx
内線番号	xxxx
メールアドレス	xxxx@mext.go.jp
備考 1	

連絡先変更へ    **調査票一覧へ**

クリック

9. 2回目以降のログインは、変更したパスワードを使ってログインします。  
「連絡先情報の確認」が表示されますが、変更の必要がなければ、「調査票の一覧へ」をクリックしてください。

## ○電子調査票の取得

1. 「連絡先情報の確認」画面で、「調査票一覧へ」をクリックします。
2. 「調査票の一覧」が表示されたら、表示されている調査票が提出する調査票と一致しているか確認し、電子調査票名をクリックします。

政府統計オンライン調査総合窓口    Q&A よくあるご質問    お問い合わせ    ヘルプ    ログアウト

オンライン調査トップ > 調査票の一覧

**調査票の一覧**

パスワード・連絡先情報の変更

注意事項    連絡先等を変更したい場合はこちら

学校基本調査

回答する電子調査票をクリックしてください。

電子調査票の絞り込み

実施時期	電子調査票	ファイル形式	提出期限	状況	回答日時	参考資料等
2023年度H T M L調査票-初等	<input checked="" type="checkbox"/> 学校調査票 (小学校)	HTML形式	2024-03-30	未回答		

提出する調査票が表示されているか確認し、電子調査票名をクリック

3. ブラウザ上に電子調査票が表示されます。「回答を開始する」をクリックし、回答を開始します。



**本電子調査票は、ダウンロード後60分が経過するとタイムアウトし、入力内容がすべて消えてしまいます。入力に時間がかかる場合や、長時間離席する場合は、一時保存をお願いします。詳細は、[参考2](#)回答内容の一時保存をご参照ください。**

## ○回答の送信

1. 全ての調査項目の入力が終わると「入力内容の確認」画面が表示され、各調査項目の回答入力画面で入力した内容が、一覧形式で表示されます。  
※この画面では、まだ回答送信が完了していませんのでご注意ください。

※本画面を印刷した場合、すべての調査項目をA4一枚で印刷することはできません。回答データテンプレート出力機能を用いることで、紙調査票に準じた形式の印刷用資料が出力可能です。回答データテンプレート機能の詳細は[参考4](#)回答データテンプレート出力（回答一覧の印刷）をご参照ください。

2. エラーが表示されている場合には、「エラーを残した理由」を入力します。

**16 「15」の児童数のうち帰国児童数（再掲）**

「15 学年別学級別児童数」で入力した児童数のうち、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに帰国した児童数。

1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
2	2	2	2	2	2	12

**17 「15」のうち外国人児童数（再掲）**

「15 学年別学級別児童数」で入力した児童数のうち、外国人の児童数。

外国人児童数 361

エラー-1408: 「外国人児童数」が「学年別学級別児童数」より大です。  
エラーを残した理由  
こちらにエラーを残した理由を入力します。

エラーを残した理由を入力

メモ欄  
こちらに連絡事項を入力します。

3. 回答送信時の注意事項を確認し、「下記内容を確認した」をクリックします。  
「回答を送信する」をクリックし、回答を送信します。

**注意** 「下記内容を確認した」をクリックすることで、送信が可能となります。

クリック

下記内容を確認した

クリック

← 入力画面へ戻る 入力内容の確認 **回答を送信する** ↗

## 参考1 パスワードの変更方法

※変更後のパスワードを忘れてしまった場合は、パスワードの再発行を行います。

1. ログイン画面の「パスワードを忘れてしまった場合はこちらへ」をクリックします。

**ログイン情報**

ログインするためには、あらかじめ配布されたオンライン調査に関する説明資料に記載されている情報が必要です。  
政府統計コード、調査対象者ID、パスワードはすべて半角で入力してください。

政府統計コード	必須	8KN5	<input checked="" type="checkbox"/> 次回から入力省略
		<a href="#">調査名から選択する場合はこちら</a> ↑選択後、上の入力欄に自動的にコードが入力されます。	
		学校基本調査	
調査対象者ID	必須	testgamen	<input type="checkbox"/> 次回から入力省略
パスワード	必須	.....	<input type="checkbox"/> パスワードを表示する
		<a href="#">パスワードを忘れてしまった場合はこちらへ</a>	

ログインに必要な情報は、統計調査によって異なります。  
ログインに必要な情報をお持ちでない方は、システムを利用いただけません。  
パスワード入力を5回連続誤ると一時的にログインできなくなりますのでご注意ください。

**ログイン**

2. 「パスワード再発行へ」をクリックします。

**パスワードの再発行**

**パスワードの再発行**

既に政府統計オンライン調査総合窓口へログインし、メールアドレスのご登録が完了している方は、パスワードを再発行することができます。  
メールアドレスの登録が不要な統計調査やパスワード再発行が無効な統計調査の場合は、パスワードの再発行ができません。あらかじめ配布された説明資料に記載されている問い合わせ先へご連絡ください。

**パスワード再発行へ**

3. 政府統計コード、調査対象者 ID、連絡先情報で登録したメールアドレスを入力し、「再発行」をクリックします。

**パスワードの再発行**

**パスワードの再発行**

再発行後のパスワードは、登録いただいたメールアドレスへ通知されますので、速やかにログインしていただきパスワードを変更してください。  
メールが届かない場合は、あらかじめ配布された説明資料のお問い合わせ先（統計調査個別の連絡先）にご連絡ください。

政府統計コード	必須	8KN5	<a href="#">調査名から選択する場合はこちら</a> ↑選択後、上の入力欄に自動的にコードが入力されます。
		学校基本調査	
調査対象者ID	必須	tastgamen	
メールアドレス	必須	xxxx@mext.go.jp	※登録いただいたメールアドレスを入力してください。

**再発行**

4. 画面が切り替わったら、「確認」をクリックします。登録したメールアドレスに新しいパスワードが届きます。

処理結果確認

パスワードを再発行しました。  
再発行したパスワードは、登録いただいたメールアドレスあてに送信しました。

確認

クリック

5. メールで送られてきたパスワードを入力し、「ログイン」をクリックします。

政府統計オンライン調査総合窓口へのログイン

ログイン情報

ログインするためには、あらかじめ配布されたオンライン調査に関する説明資料に記載されている情報が必要です。  
政府統計コード、調査対象者ID、パスワード（確認コード）はすべて半角で入力してください。

政府統計コード **必須** 統計調査を選択してください

8KN5  次回から入力省略

調査対象者ID **必須** t013512  次回から入力省略

パスワード (確認コード) **必須** ●●●●●●  パスワードを表示する

[パスワードを忘れてしまった場合はこちらへ](#)

ログインに必要な情報は、統計調査によって異なります。  
ログインに必要な情報をお持ちでない方は、システムを利用いただけません。

ログイン

メールで送られてきたパスワードを入力します

クリック

6. 任意の新しいパスワード（8ケタ以上）を入力し、「変更」をクリックします。

パスワードの変更

パスワード情報

配布されたパスワードは、仮のパスワードですので、変更をお願いいたします。  
変更したパスワードは、次回ログインの際に必要となりますので、ご自身で適切に管理してください。

新パスワード **必須**   パスワードを表示する

新パスワード (確認用) **必須**

変更

任意の新しいパスワードを入力します

クリック

7. 画面が切り替わったら、「登録」をクリックします。

## 連絡先情報の変更

### 連絡先情報

連絡先情報を入力後、「変更」ボタンをクリックしてください。  
ここで登録されたメールアドレス等は、調査票の受付状況メールの送信など皆様への連絡に使用します。  
※メールの受信制限設定を行っている場合、「e-survey.go.jp」からのメールを受信可能な状態に設定していただくようお願いいたします。

住所	<b>必須</b>	東京都千代田区霞が関	(全半角60文字以内)
郵便番号			(全半角60文字以内)
学校名	<b>必須</b>	文科大学	(全半角60文字以内)
代表者名		文科太郎	(全半角60文字以内)
担当者名		文科花子	(全半角60文字以内)
部署名			(全半角60文字以内)
電話番号		XX-XXXX-XXXX	(全半角60文字以内)
内線番号		XXXX	(全半角60文字以内)
メールアドレス	<b>必須</b>	xxxx@mext.go.jp	(半角60文字以内)
備考1			(全半角60文字以内)

クリック

変更

キャンセル

8. これ以降は新たに設定したパスワードを使用してログインします。

注意

「連絡先情報」で誤ったメールアドレスを登録している場合は、再発行されたパスワードを受信できないため、この手順ではパスワードの再設定ができません。誤ったメールアドレスを登録してしまい、メールを受信できない場合は、文部科学省ヘルプデスクにて初期化が必要になります。巻末を参考に、文部科学省ホームページに掲載されている問合せ先に御連絡ください。

## 参考2 回答内容の一時保存

※ダウンロード後、60分経過するとタイムアウトとなり、その時点での入力内容が消えます。回答に時間がかかる場合や離席する場合は「回答の一時保存」を押してください。（45分経過時に一時保存を促すアラートが表示されます。一時保存後、再度、60分回答が可能です。）

※一時保存後、回答入力を再開する際は、再度政府統計オンライン調査総合窓口にログインし、調査票をダウンロードしたのち、「TOP」の「一時保存した内容から回答を再開する」を押してください。

1. 「回答の一時保存」をクリックします。

The screenshot shows the top navigation bar of the survey system. The title is '学校基本調査 学校調査票 (小学校)'. There are three buttons: 'ヘルプ', '回答を中止する', and '回答の一時保存'. The '回答の一時保存' button is circled in red, and an arrow points to it from a box labeled 'クリック'. Below the navigation bar, there is a '回答状況' section with tabs for 'TOP', '基本情報 1-2', '3-6', '7', '8', '9', '10', '11', '12', '13', '14', '15', '16', '17', and '入力回答の一覧'. The main content area shows a form with two sections: '3 設置者別' and '4 本校分校別'. The '設置者別' section has radio buttons for '11 国立', '21 都道府県立', '22 市(区)立', '23 町立', '24 村立', '25 組合立', and '31 私立'. The '本校分校別' section has a radio button for '1 本校'. At the bottom, there are navigation buttons: '< 前へ', '1 ページ', and '次へ >'. The logo '文部科学省' is in the bottom right corner.

2. 警告画面で「回答を一時保存します。よろしいでしょうか?」と表示されるので、「回答を一時保存する」をクリックします。

The screenshot shows the same survey interface as above, but with a confirmation dialog box overlaid. The dialog box is titled '回答一時保存の確認' and contains the text: '回答を一時保存します。よろしいでしょうか?'. There are two buttons at the bottom of the dialog: '回答を一時保存しない' and '回答を一時保存する'. The '回答を一時保存する' button is circled in red, and an arrow points to it from a box labeled 'クリック'. The background is dimmed, showing the '基本情報' section with fields for '都道府県番号' (13), '学校調査番号' (123456789012), '所在地の市町村番号' (134), '校長氏名' (aaaaaaa), and '取扱者氏名' (aaa). The '1 学校の所在地' section has a field for '郵便番号' (1111111). Navigation buttons and the '文部科学省' logo are also visible.

※一時保存した内容から回答する場合。  
 調査票一覧から回答する調査票名をクリックします。その後回答の再開をクリックし、回答を再開します。

**調査票の一覧**

[パスワード・連絡先情報の変更](#)

**注意事項**

**学校基本調査**

回答する電子調査票をクリックしてください。

**電子調査票の絞り込み**

実施時期	電子調査票	ファイル形式	提出期限	状況	回答日時	参考資料等
2023年度HTML調査票一初等	<input checked="" type="checkbox"/> 学校調査票 (小学校)	HTML形式	2024-03-30	一時保存済		

政府統計オンライン調査総合窓口

[よくあるご質問](#) | [お問い合わせ](#) | [ヘルプ](#) | [ログアウト](#)

[オンライン調査トップ](#) > [調査票の一覧](#) > [回答状況](#)

**回答状況**

**回答状況**

統計調査名	学校基本調査	キー項目	MEXTTEST003
実施時期	2023年度HTML調査票一初等	調査票の状況	一時保存済
調査票名	学校調査票 (小学校)	保存日時	2024-01-19 14:25
調査対象者ID	MEXTTEST003		

**新規回答**

改めて新規で回答する

**回答の再開**

一時保存済みの調査票の回答を再開する

**ダウンロード**

回答内容をダウンロードする

**調査票一覧へ**

調査票一覧画面へ戻る

※「新規回答」をクリックしてしまった場合は、初期状態の電子調査票がダウンロードされますので、必ず送信をせずにそのまま調査票を閉じてください。

### 参考3 回答の修正

1. 政府統計オンライン調査総合窓口の「調査票一覧」画面から回答済みの調査票をクリックします。

調査票の一覧

パスワード・連絡先情報の変更 調査回答ファイルの一括送信

注意事項

お知らせ

<文部科学省からのお知らせ>  
回答送信後にご利用の調査票は、完了状態となっており、PDF化するなどの操作はできません。

学校基本調査

回答する電子調査票をクリックしてください。

電子調査票の絞り込み

実施時期	電子調査票	ファイル形式	提出期限	状況	回答日時	参考資料等
2023年度 試行運用	<input type="checkbox"/> 学校調査票 (小学校)	HTML形式	2023-08-31	回答済	2024-01-19 20:43	

クリック

2. 回答状況画面が表示されますので、「回答データ確認・更新」をクリックします。

回答状況

回答状況

統計調査名	学校基本調査	キー項目	MEXTTEST003
実施時期	2023年度HTML調査票一初等	受付番号	0015H5935001
調査票名	学校調査票 (高等学校)	調査票の状況	回答済み
調査対象者ID	MEXTTEST003		2024-01-19 14:08

クリック

新規回答  
改めて新規で回答する

回答確認・更新  
回答済みの調査票を表示する

回答の再開  
一時保存済みの調査票の回答を再開する

ダウンロード  
回答内容をダウンロードする

調査票一覧へ  
調査票一覧画面へ戻る

3. 回答済みの調査票が開きますので、修正を行い、回答送信をしてください。

学校基本調査  
学校調査票 (小学校)

1. この調査票は令和2年5月1日現在の状況を入力してください

回答状況: 2021年2月10日 22:50 に最終回答

回答を修正する

一時保存した内容から回答を再開する

保存したXMLファイルを読み込む

※「新規回答」をクリックしてしまった場合は、初期状態の電子調査票がダウンロードされますので、必ず送信をせずにそのまま調査票を閉じてください。

## 参考4 回答データテンプレート出力（回答一覧の印刷）

※調査項目をA4一枚で印刷するには、回答データテンプレート機能をご利用いただく必要がございます。

1. 政府統計オンライン調査総合窓口の「調査票一覧」画面から回答済みの調査票の調査票名をクリックします。

調査票の一覧

パスワード・連絡先情報の変更 調査回答ファイルの一括送信

**注意事項**

お知らせ

<文部科学省からのお知らせ>  
回答送信後にご利用の調査票は、PDF化してダウンロードすることができます。

学校基本調査

回答する電子調査票をクリックしてください。

**電子調査票の絞り込み**

実施時期	電子調査票	ファイル形式	提出期限	状況	回答日時	参考資料等
2023年度 試行運用	<input type="checkbox"/> 学校調査票 (小学校)	HTML形式	2023-08-31	回答済	2024-01-19 20:43	

2. 回答状況画面が表示されますので、「ダウンロード」をクリックします。

回答状況

回答状況

統計調査名	学校基本調査	キー項目	MEXTTEST003
実施時期	2023年度HTML調査票-初等	受付番号	0015H5935001
調査票名	学校調査票 (高等学校)	調査票の状況	回答済み
調査対象者ID	MEXTTEST003	回答日時	2024-01-19 14:08

新規回答  
改めて新規で回答する

回答確認・更新  
回答済みの調査票を表示する

回答の再開  
一時保存済みの調査票の回答を再開する

ダウンロード  
回答内容をダウンロードする

調査票一覧へ  
調査票一覧画面へ戻る

3. 回答内容ダウンロード画面で、ダウンロードファイル形式欄のExcel形式またはPDF形式を選択し、「ダウンロード」をクリックします。

政府統計オンライン調査総合窓口

よくあるご質問 お問い合わせ ヘルプ ログアウト

オンライン調査トップ > 調査票の一覧 > 回答状況 > 回答ダウンロード

回答内容ダウンロード

印刷用・保存用に回答済み又は一時保存中の回答内容をダウンロードすることができます。

ダウンロードファイル形式

Excel形式  
 PDF形式

ダウンロード 回答状況へ 調査票一覧へ

4. 回答データテンプレート（紙調査票に準じた形式の印刷用資料）が開きますので、必要に応じて任意の場所に保存、印刷をしてください。

【Excel ファイルにおいて数字が反映しない場合】

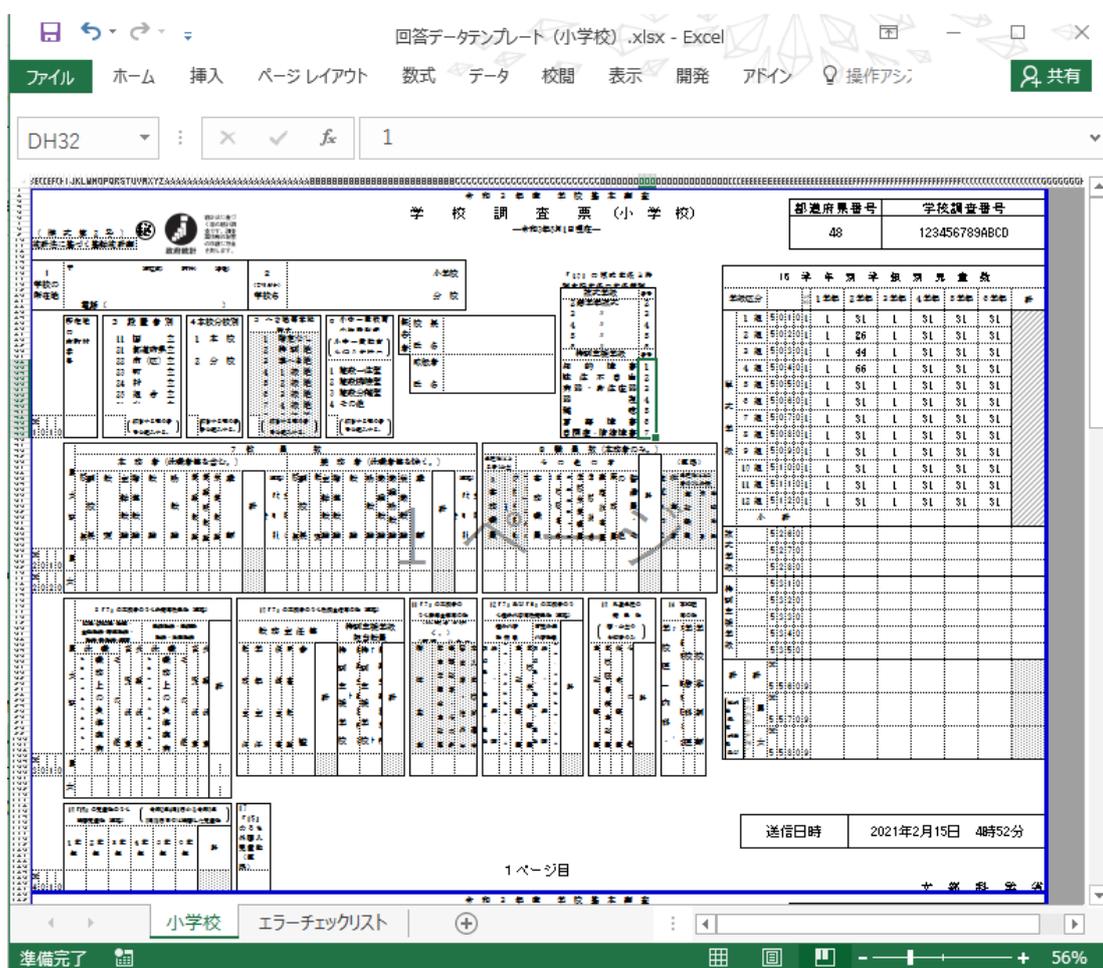
1. ダウンロードした Excel ファイルを開く。
2. 画面の上部に黄色いバーが表示されるため、「編集を有効にする」をクリック。
3. 画面の上部に黄色いバーが表示されるため、「コンテンツの有効化」をクリック。
4. セキュリティの警告画面で「はい」をクリック。

※手順 2.3 のバーが表示されない場合は、Excel の設定を以下のように変更ください。

1. Excel ファイルを開く
2. 画面上部の「ファイル」をクリック。
3. オプションをクリック。
4. トラストセンターをクリックし、トラストセンターの設定をクリック。
5. 【マクロの設定】が上から 2 番目の「警告を表示してすべてのマクロを無効にする」になっていることを確認。
6. 【保護ビュー】をクリックし、3 つの項目すべてにチェックがついていることを確認。

また、Excel を開いた状態で、キーボードの「F9」を押しても状況が改善しないか、併せてご確認ください。

なお、Excel viewer でファイルを開いている場合には、上記方法による確認ができない場合がございます。その場合は他の通常の Excel がインストールされたパソコンでお試しいただければと存じます。



### (3) Q&A (よくあるお問い合わせ)

質問1 ログインができません。

回答 調査対象者 ID とパスワードは半角英数字、大文字小文字の区別があります。大文字・小文字の切り替えは「Shift」キーを押しながら入力することによって可能です。  
直接入力してうまくできないようであれば、配布された ID とパスワードを「メモ帳」、  
「Word」などで入力して、それをコピー&ペーストしてみてください。なお、ログイン作業を数回間違えるとロックがかかり、しばらく操作を受け付けなくなります。

質問2 (初回ログイン時) パスワードは変更しなければいけないのですか。

回答 「なりすまし」等を避けるために、セキュリティ上、パスワードを変更していただく必要があります(変更しなければ先に進めません)。変更後のパスワードは必ずメモするなどして、忘れないようにしてください。

質問3 パスワードの変更ができません。

回答 パスワードの変更画面では、任意のパスワード(半角英字及び数字の2種類で8文字以上)を2回入力することになっています。その2つが合っているか確認ください。なお、最初に配布されたパスワードと同じものは使用できません。

質問4 変更したパスワードを忘れてしまいました。

回答 変更したパスワードはメモするなどして、忘れないようにしてください。  
忘れてしまった場合は、ご自身でパスワードの再発行を行ってください(参考1参照)。  
その際、連絡先情報に登録したメールアドレスの入力が必要となります。また、連絡先情報に登録したメールアドレスを忘れてしまった場合や、誤ったメールアドレスに登録してしまったなどの理由で再発行ができない場合は、変更前のパスワードに戻す(初期化すること)になりますので、文部科学省ヘルプデスクまでご連絡ください。  
(巻末問い合わせ先参照)

※ヘルプデスクへの連絡の際は必ず以下の事項をお伝えください。

①都道府県、②学校コード、③学校名、④連絡先等 (巻末問い合わせ先参照)

質問5 連絡先情報を間違えてしまいました。

回答 オンライン調査システムにログインし、「電子調査票の一覧」画面の「パスワード・連絡先情報の変更」から修正することができます。

質問6 連絡先情報のメールアドレスを間違えてしまいました。

回答 質問5の手順で「連絡先情報」を修正してください。メールアドレスを間違えると、システムからの「受付完了」メールが届かなくなってしまう。また、パスワードを忘れてしまった場合に再発行ができません。なお、既に電子調査票をダウンロードされている場合には、ダウンロードした電子調査票に連絡先情報で登録した誤ったメールアドレスの情報が組み込まれてしまっていますので、電子調査票も再度ダウンロードする必要があります。

質問7 アクセスしにくい(画面が表示されないなど)のですが。

回答 アクセスが集中した場合が予想されます。この場合の対応方法については、文部科学省ヘルプデスクでは対応できないケースがありますので、しばらくお待ちいただいてから、再度アクセスをお試しくください。

質問 8 ログインすると、セキュリティ証明書の警告が表示されてしまい、ログインが行えません。

回答 オンライン調査システムへの接続がうまく行かない場合は、オンライン調査システムのトップ画面（ログインする前の画面）の「よくあるご質問（FAQ）」も参照の上、「信頼済みサイトへの登録」をお試しくささい。また、使用中のパソコンに「安全な通信を行うための証明書」がインストールされていない可能性もありますので、パソコンのセキュリティ管理者にも確認の上で証明書のインストールを行い、再度ログインをお試しくささい。

質問 9 離席中に入力内容が消えてしまいました。

回答 調査票ダウンロード後、60分経過するとタイムアウトとなり、その時点での入力内容が消えてしまいます。一度消えてしまった内容を元に戻すことはできません。回答に時間がかかる場合や長時間離席する場合は、事前に「回答の一時保存」をしてください（参考2参照）。なお、45分経過時に意図しないタイムアウトを防ぐため、一時保存を促すアラートが表示されます。一時保存後、再度、60分回答が可能です。

質問 10 電子調査票の入力を中断したいのですが。

回答 「回答の一時保存」をクリックします。警告画面で「回答を一時保存します。よろしいでしょうか？」と表示されるので、「回答を一時保存する」をクリックします。（参考2参照）

質問 11 一時保存後、電子調査票の入力を再開したいのですが。

回答 一時保存後、回答入力を再開する際は、再度政府統計オンライン調査総合窓口にログインし、調査票をダウンロードしたのち、「TOP」の「一時保存した内容から回答を再開する」を押してください。

質問 12 回答した内容を修正したいのですが。

回答 一度回答データを送信した後でも、回答データの修正は何度でも可能です。ただ、修正を受け付けているのは市区町村や都道府県の提出期限までの間となりますので、その後の修正については、必ず市町村や都道府県の担当課に御相談ください。



電子調査票のデータ送信は何度でも可能ですが、最後に送信した内容が最終的なデータになりますので、修正する場合は、修正が発生した項目以外についても、入力誤りがないことを確認してください。

質問 13 調査対象者自らが送信した電子調査票の内容を確認することはできますか。

回答 「電子調査票の一覧」画面から調査票名をクリックした後、「回答確認・更新」をクリックすることにより、送信した電子調査票の内容の確認及び修正ができます。回答データを保管等のためダウンロードした場合は、回答データテンプレートを出力してください（参考4参照）。なお基本的に回答内容の確認は市区町村や都道府県の提出期限までに行ってください。



令和8年度 学校基本調査  
 学校調査票 (特別支援学校) (4-2)

—令和8年5月1日現在—

秘

統計法に基づく基礎統計調査

都道府県番号	学校コード
	特別支援学校 2
	4

学校名	学校区分	児童数計	児童数	報告者氏名	校長氏名	取扱者氏名

学級区分	学級編制別	障害種別 知的障害 聴覚障害 視覚障害 身体障害 肢体不自由 病弱・身体虚弱	訪問教育 学級	児童数計		学年別						年齢別					
				男	女	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	6~11歳	12~14歳	15歳以上			
						男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
15	(1)	小学部の学級別在学者数(学級ごとに一段ずつとして記入する。)				7010											
						7020											
						7030											
						7040											
						7050											
						7060											
						7070											
						7080											
						7090											
						7100											
						7110											
						7120											
						7130											
						7140											
						7150											
						7160											
						7170											
						7180											
						7190											
						7200											
						7210											
						7220											
						7230											
						7240											
						7250											
						7260											
						7270											
						7280											
						7290											
						7300											
児童数合計						d + e = f											

- 本校と分校(正規の手続を完了したもの。)は、別々に調査票を作成する。分校の調査票は、本校で取りまとめ、校章から提出する。
- 数字は、 の中に一字ずつ、右側につめて記入する。
- 「学級編制別」欄には、単式学級は「1」を、また複式学級は「2」を記入する。
- 「障害種別」欄には、当該学級が単一障害学級の場合には該当する欄に「1」を記入する。重複障害学級の場合には主たる障害の該当する欄に「1」を、併せ持つ障害の該当する欄に「2」を、それぞれ記入する。
- 「訪問教育学級」欄には、該当する学級に「1」を記入する。
- 「15」欄の記入方法は、手引の説明をよく読むこと。また、5月1日現在学級は設置されているが在籍者がいない学級がある場合は、「児童数計」及び「学年別」欄に  と記入する。
- 符号 d ~ f は、調査票の各欄の同符号と必ず一致しなければならない。
- 「計」欄があるところは、必ず検算をする。

本表





卒業後の状況調査票（特別支援学校 中学部）

一 令和8年5月1日現在



統計法に基づき第28号） 統計法に基づき第28号）

学校コード欄

特別支援 学校中卒

統計法に基づき第28号）

調査票の分類欄 (フリガナ) 学校名, 設置者別, 本校分校別, 報告者, 取扱者

「7」の産業分類表 (産業, 林業, 漁業, 建設業, 製造業, 電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業, 娯楽業, 小売業, 金融業, 保険業, 不動産業, 物品賃貸業, 宿泊業, 飲食サービス業, 生活関連サービス業, 娯楽業, 福祉業, 教育, 学習支援業, 医療業, 福祉業, 公務)

「5」の卒業生数 (令和8年3月卒業生) 表

卒業後の状況 (再掲) 表

就職先の産業別就職者数 (再掲) 表

1 本校と分校 (正親の手続を完了したものは、別々に調査票を作成する。分校の調査票は本校で取りまとめ、校長から提出する。)

令和8年度学校基本調査 (特別支援学校高等部) (3-1)

(様式第29号) 統計法に基づく基礎統計調査 令和8年5月1日現在



政府統計

統計法に基づく基礎統計調査

資料法に基づく国の統計調査まで、調査費の負担は万全を期します。

都道府県番号

学校コード

8

特別支援学校高卒1

1 所在地 (市区郡) (町村) (番地)

2 (フリガナ) 学校名

3 設置者別

4 本校分校別

5 校長 氏名

6 取扱者 氏名

「5」の主たる障害種別の番号

1 本校と分校 (正規の手続を完了したもの。) ごとに調査票を作成する。分校の調査票は、本校で取りまとめ、校長から提出する。

2 数字は、[ ] の中に一字ずつ、右側につめて記入する。

3 「8」欄の「県内」の男女ごとの数は、「10」欄の当該学校の所在県の男女ごとの数にそれぞれ一致する。

4 符号のa~nは、(3-2)票の「8」欄、「9」欄、「3-3」票の「10」欄の同符号と必ず一致する。2行目以下も同様である。

学科名	主たる障害種別		状況別卒業者数 (令和8年3月の本科卒業者、専攻科、別科及び通信制課程の修了者は除く。)		計 (卒業者総数)	G 不詳・死亡の者	F 左記以外の者	E 就職者等 (左記A,B,C,Dを除く。)	D 専修学校(一般課程)等入学者	C 専修学校(専修課程)等入学者	B 進修者 (専門課程)	A 短大及び大学 (短期大学)	主たる障害種別	性別	学科学科番号
	短大	大学	短大	大学											
普通科	7010	1000	1000	0000									男	男	1000
	7020	1000	1000	0000									女	女	1000
科	7030												男	男	0000
	7040												女	女	0000
科	7050												男	男	0000
	7060												女	女	0000
科	7070												男	男	0000
	7080												女	女	0000
科	7090												男	男	0000
	7100												女	女	0000
科	7110												男	男	0000
	7120												女	女	0000
計	7210	999	999	0000									男	男	999
	7220	999	999	0000									女	女	999
	7230	999	999	0000									計	計	999





学校基本調査 特別支援学校高等部の学科コード表

I 視覚障害者に対する教育を行う学科  
 II 聴覚障害者に対する教育を行う学科  
 III 知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱者に対する教育を行う学科  
 次項の学科コードのとおり。

1 0 0 普通科  
 9 0 1 理科 (専攻科のみ)  
 9 0 2 保健療科  
 9 0 3 理学療法科 (専攻科のみ)  
 9 0 4 家政科……家政科, 家庭科  
 9 0 5 音楽科  
 9 0 6 調律科  
 9 4 0 その他

1 0 0 普通科……普通科, 教養科  
 9 5 1 農業科  
 9 5 2 園芸科  
 9 5 3 機械科  
 9 6 8 セラミック科……セラミック科, 窯業科  
 9 5 5 産業工芸科……産業工芸科, 木工科, 工芸科, 工芸科, 色染科, 金工科, 表具科, 金属工芸科, 産工科, 工業科, 産業技術科, インテリア科  
 9 5 6 デザイン科  
 9 5 7 印刷科……印刷科, 工芸印刷科, 産業情報科, ビジネス情報科  
 9 7 1 材料技術科……材料技術科, 金属工業科, 機械システム科  
 9 5 9 家政科……家政科, 生活技能科, 生活応用科, 家庭科  
 9 6 0 被服科……被服科, 婦人服科, 紳士服科, アパレル情報科  
 9 6 1 理容科  
 9 6 2 美容科……美容科, 理美容科  
 9 6 3 クリーニング科  
 9 6 4 歯科技工科 (専攻科のみ)  
 9 6 5 美術科……美術科, 美術工芸科  
 9 9 0 その他……産業科, 自動車塗装科, 生産流通科, 生活情報科, 造形芸術科, デザイン工学科 (専攻科), デザイン情報科

1 0 0	普通科	普通科
2 0 0	農業に関する学級	下線のある学級は大分類、それ以外は小分類の学級コードです
2 0 1	農業関係	農業経営科, 農芸科, 農業科, 農業経営科, 営農科, 農林科, 茶業科, 農畜産科, 農業畜産科, 農業園芸科, 農園芸科, 総合農業科, 農林経営科, 農園科, 農産園芸科, ハブテテ農芸科, 農産科学科, 農産科学科, 熟習農業科, 農業技術科, 農林生産科学科, 生物生産技術科, 植物クリエイト科, 生産技術科, 生物生産科, 農業科学科, 農業技術経営科, 熟習資源科, 生産科学科
2 0 2	園芸関係	園芸科, 果樹園芸科, 柑橘科, 柑橘園芸科, 施設園芸科, 園芸経営科, りんご科, 緑地園芸科, 園芸科学科, 園芸・果樹科, フラワーアクトリ科, 園芸工学科, 熟習園芸科, システム園芸科, 都市園芸科, 園芸ビジネス科, 園芸デザイン科, 緑花システム科
2 0 3	畜産関係	畜産科, 酪農科, 装蹄畜産科, 畜産経営科, 畜産科学科, 資源動物科, 畜産技術科, 動物科学科, 植物科学科
2 1 3	食品科学関係	農産製造科, 食品加工科, 農芸化学科, 食品化学科, 食品工業科, 農業化学科, 農産化学科, 農産科, 食品科, 醸造科, 食品製造科, 食品工学科, 食品科学科, 食品産業界科, 食品技術科
2 0 6	農業土木関係	農業土木科, 農業工学科, 農林土木科, 農林工学科, 農業開発科, 環境開発科, 地域開発科, 環境土木科, 土木科, 環境工学科
2 0 7	農業機械関係	農業機械科, 機械技術科
2 0 8	造園関係	造園科, 環境緑地科, 造園工学科, 緑地土木科, 緑地工学科, 造園土木科, 環境緑化科, 環境科学科, 環境造園科, 緑地デザイン科, 環境デザイン科, 緑地計画科, 造園緑地科, 環境創造科
2 0 9	林業関係	林業科, 林産科, 林業林産科, 木材加工科, 森林土木科, 林業緑地科, 林産工学科, 特用林産科, 森林工学科, 林業工学科, 林業技術科, 林産工芸科, 森林科学科, 森林資源科, 森林リサーチ科, 森林環境科
2 1 6	生活科学関係	生活科, 園芸家政科, 園芸生活科, 生活文化科, 生活文化科, 生活文化科, フラワークリエイト科
2 1 9	農業経済関係	農業経済科, 生産流通科, 食品流通科, 酪農経済科, 情報経営科, 地域経済科, 農業情報システム科, 経済科, 生産経済科, 生産情報科, 生活情報科, 産業ビジネス科, 園芸経済科, 園芸流通科, 生産流通システム科
2 2 2	生物工学科関係	生物工学科, バイオ工学科, 生物工業科, 応用生物科, 農業バイオ科, 微生物技術科, 農産バイオ科, バイオ園芸科
2 5 0	その他	農業・生活科, 酪農・生活科, 酪農・家政科, 産業技術科, 普通・園芸科, 普通・農業科, 農業・園芸科, 農業・畜産科, 農業・技術科, 農芸科学科, 農芸工学科, 生物生産工学科, 産業基礎科, 園芸・家政科, 農林・家政科, 生産科学科, 緑地観光科, 生物科学科, 生物資源科, 農業福祉科, 総合技術科, 生活・経営科, 繊維科, 森林環境科, 生活(・)園芸科, ライフデザイン科, 農業環境科, 林業・農業土木科, 生活福祉科
3 0 0	工業に関する学級	
3 0 1	機械関係	機械科, 機械工作科, 機械工学科, 機関科, 生産機械科, 機械製図科, 精密機械科, 原動機械科, 産業機械科, 開発機械科, 原動機科, 機械車輛科, 機械生産科, 生産工業科, 機械プログラミング科, 機械技術科, 機械制御科, ものづくり科, 機械デザイン科
3 0 2	自動車関係	自動車科, 自動車工学科, 自動車工業科, 自動車整備科, 自動車・造船科, 航空車整備科, 交通工学科, オートモビル工学科
3 0 3	造船関係	造船科
3 0 5	電気関係	電気科, 電気工学科, 電気工芸科, 電気エネルギー科, 電気情報システム科, 電気ビジネス科, 総合電気科, 電気システム科, 電気情報工学科, 電気工事科, 電気土木科
3 0 6	電子関係	電子科, 電子工業科, 電子技術科, 無線通信科, 通信工学科, 電子家庭科, 電子通信科, 電子制御科, 電子・電気科, 電子コミュニケーション科, ハイテク電子科, 電子ビジネス科, 情報技術科, コンピュータ科, 情報電子科, 情報処理科, 電子情報科, 情報科, 情報理数科, 国際情報技術科, 情報科学科, 電気情報科, 情報システム科, 電子情報システム科, 情報工学科, コンピュータ情報技術科, 情報建設科, 情報メディア科
3 0 9	建築関係	建築科, 建設工学科, 建築設備科, 建築木材科, 建築システム科, 住居デザイン科, 建築デザイン科, 建築工学科, 伝統建築科(専攻科)
3 1 0	設備工業関係	設備工業科, 設備システム科, システム工学科, 環境システム科
3 1 1	土木関係	土木科, 建設科, 建設機械科, 土木建築科, 水中土木科, 建設工業科, 開発土木科, 建設技術科, 海洋開発科, 建築・土木科, 都市システム科, 都市工学科, 土木建築デザイン科, 環境建設科, 環境土木科, 建設システム科, 土木情報科, 土木システム科
3 1 2	地質工学科関係	地質工学科, 土木地質科
3 1 3	化学工業関係	工業化学科, 電気化学科, 環境工学科, 化学工業科, 食品工業科, 化学科, 材料化学科, バイオ化学科, 応用化学科, 素材システム科, 化学システム科, 環境科学科, システム化学科, 環境化学科, 生物化学科, 化学技術科
3 1 4	化学工学科関係	化学工学科, 化学応用科
3 1 6	色染化学関係	色染化学科, カラーリングアート科, 色染工学科
3 2 6	電子機械関係	電子機械科, メカトロニクス科, 機械システム科, コンピュータ機械工学科, 生産システム科, 情報機械科, 工業計測科, 設計計測科, 制御システム科, 機械電気科, 機械電気システム科, システムサイエンス科, 機械設備システム科, システム工学科
3 2 9	材料技術関係	材料技術科, 金属工業科, 材料工学科, 金属加工科, 材料システム科, アークラフト科, 溶接科
3 3 2	セラミックス関係	窯業科, セラミックス科, セラミックス工学科, 陶芸科
3 3 5	繊維関係	繊維工業科, 繊維科, 繊維工学科, 染織科, 繊維工芸科, 情報・繊維科, 染織システム科, 素材化学科, 繊維システム科, 染織技術科, 高分子技術科, 繊維デザイン科, テキスタイル工学科, テキスタイル工学科, テキスタイルデザイン工学科, ファッション工学科, 高分子工学科, 高分子工学科, 染織デザイン科, テキスタイル科, テキスタイルデザイン科
3 1 8	インテリア関係	インテリア科, 工芸科, 木材工芸科, 金属工芸科, 室内工芸科, 漆芸科, インテリア・デザイン科, 写真工芸科, モダンクラフト科, 木工科(特別支援学校), デザインシステム科, 製図学科, クラフト科
3 1 9	デザイン関係	デザイン科, 工業デザイン科, 産業デザイン科, 繊維デザイン科, 染織デザイン科, 製図デザイン科, 染織デザイン科, 情報デザイン科, 応用デザイン科, デザイン美術科, 情報・デザイン科, ビジュアルデザイン科, 映像デザイン科, プロダクトデザイン科, デザイン工学科
3 2 1	印刷関係	印刷科, 印刷工業科, 画像工学科, グラフフィックアート科
3 2 2	薬業関係	薬業科, 薬学科, 薬業経営科, 薬品分析科, 薬品製造科, 薬品科学科, 製薬技術科
3 2 3	航空関係	航空科, 航空工学科
3 5 0	その他	工業科, 工業技術科, 運輸科, トレーニング科, 工業家庭科, 総合技術科, 産業技術科, 技術科, 生命工学科, 理数工学科, 科学技術科, 製図科, デザインシステム科, 工業技術科夜間部ものづくり工学科, 環境・電気情報システム科, 理工工学科, 材料・設備科, 科学工学科, 工業技術科夜間部ものづくり工学科, プロダクト工学科, システム工学科, デュアルシステム工学科, 生産工学科, 科学・技術科, 創造技術科

#### 4.0.0 商業に関する学科

- 4.0.1 商業関係……商業科、経営科、サービス経営科、経営管理科、総合ビジネス科、ビジネス科、企画経営科、経営実務科、管理科、トータルビジネス科、経済情報科、ビジネスマネジメント科
- 4.0.7 流通経済関係……流通経済科、経済システム科、流通ビジネス科、流通マネジメント科、経済科、ソフト経済科、営業科、商業デザイン科、商業デザイン製図科、女子経済科
- 4.1.0 国際経済関係……貿易科、英語実務科、商業英語科、国際情報科、国際経済科、国際流通科、国際科、国際会計科、国際ビジネス科、国際教養科、国際コミュニケーション科、国際商業科、ファイナンス科

- 4.1.3 会計関係……経営経理科、会計科、ビジネス会計科、経理科、秘書経理科、会計事務科、経理事務科、O.A.会計科
- 4.0.4 情報処理関係……情報処理科、情報科学科、情報処理技術科、情報システム科、コンピュータ事務科、情報経理科、情報会計科、情報管理科、コンピュータビジネス科、情報処理商業科、情報事務科、情報ビジネス科、情報経済科、商業情報科、事務情報科、情報流通科、情報商業科、会計情報科、情報オフィス科、オフイス情報科、コンピュータ情報科、経営情報科、情報デザイン科、情報企画科、事務科、事務管理科、コンピュータ総合ビジネス科、ビジネス情報処理科、国際マルチメディア科、国際情報ビジネス科、情報コミュニケーション科

- 4.5.0 その他……医療実務科、国際観光科、歯科実務科、サービス観光科、秘書経理科、O.A.秘書科、医療秘書科、医療事務科、秘書科、秘書英語科、秘書情報科、観光科、ビジネスコミュニケーション科、未来商学科、ビジネス・観光科

- 5.0.0 水産に関する学科
- 5.0.8 海洋漁業関係……漁業科、海洋科、海洋漁業科、海洋技術科、漁業・機関科、漁業生産科、海洋科学科、情報海洋科、海洋情報科、遠洋漁業科、海洋技術スポーツ科、航海工学科

- 5.1.1 水産食品関係……水産製造科、製造科、食品化学科、食品工学科、食品製造科、食品工業科、食品科学科、水産食品科、食品産業界科、産業経済科、海洋食品科、食品経済科、食品システム科、海洋食品情報科

- 5.0.3 資源増殖関係……資源増殖科、栽培漁業科、水産増殖科、漁業経営科、水産科、栽培流通科、海洋生産科学科、アクアライフ科、水産製造・増殖科

- 5.1.4 海洋工学関係……海洋工学科、機関科、水産工学科、機械技術科  
(旧水産工学関係)

- 5.1.7 情報通信関係……無線通信科、電子通信科、情報通信科

- 5.5.0 その他……海洋工学科、開発科、食品流通科、水産経済科、流通経済科、生産流通科、海洋生産科、マリン技術科、海洋総合科、マリン開発科、流通情報科

- 6.0.0 家庭に関する学科
- 6.0.1 家庭関係……家政科、家庭科、家庭経営科、生活科学科、家政科学科、家政科学科、生活経営科、総合生活科、生活文化科、家庭科学科、生活科、生活デザイン科、生活教養科、教養科、人間生活科、総合家庭科、生活環境科、人間文化科

- 6.0.2 被服関係……被服科、服飾科、服飾デザイン科、情報デザイン科、服飾科学科、服飾造形科、被服デザイン科、ファッション文化科、洋服科

- 6.0.3 食物関係……食物調理科、食文化科、食品調理科、調理科、栄養食物科、フードデザイン科
- 6.0.5 保育関係……保育科、音楽保育科、保育福祉科

- 6.5.0 その他……商業家庭科、生活福祉科、生活情報科、福祉教養科、リビングデザイン科、情報ビジネス科、経理家庭科、生活インテリア科、教養福祉科、福祉生活科、生活国際科、ライフデザイン科、生活技術科

#### 7.0.0 看護に関する学科

- 7.0.1 看護関係……衛生看護科、看護科

#### 7.2.0 情報に関する学科

- 7.2.1 情報システム設計・管理関係……情報システム科、情報管理科、情報科学科、情報科、システムメディア科、情報処理科
- 7.2.2 マルチメディア関係……マルチメディア科、情報デザイン科

#### 7.5.0 福祉に関する学科

- 7.5.1 福祉関係……福祉科、医療福祉科、社会福祉科、医療福祉科、福祉教養科、福祉生活科、福祉福祉科、健康福祉科、介護福祉科

#### 8.0.0 その他の専門教育を施す学科

- 8.0.1 理数関係……理数科、数理科学科、総合科学科、サイエンス科

- 8.0.2 外国語関係……英語科、外国語科、英語実務科、貿易外国語科、国際英語科、国際語科、英語進学科、e-ブレッツ科、国際コミュニケーション科、t-ブレッツ科

- 8.0.3 音楽・美術関係……美術科、芸術デザイン科、図案科、漆芸科、陶芸科、彫刻科、西洋画科、日本画科、音楽科、美術工芸デザイン科、デザイン科、応用デザイン科

- 8.0.4 体育関係……体育科、保健体育科、武道科、スポーツ健康科学科、生涯スポーツ科

- 8.5.0 その他……英数科、服飾科、染織科、食品保蔵科、食品製造科、食品機械科、国際ホテル観光科、国際教養科、国際科、国際文化科、文理科、文理科、国際人文科、情報科学科、人文科、国際交流科、文科情報科、国際教育科、情報システム科、産業界科(特別支援学校)、理数科学科、人文学科、国際産業科、科学科、芸術文化科、環境科学科、文芸科、環境技術科、環境デザイン科、国語科、総合進学科、英語人文学科、自然環境科、国際科学科、総合職業科、国際観光科、国際文科、クリニニング科(特別支援学校)、英語情報科、宗教科、産業総合科、生活産業界科、文化総合科、環境防災科、コスモサイエンス科、総合産業界科、表現科、文理総合科、教育実務科、文理科学科、教養科学科、人間環境科

#### 9.0.0 総合学科



## 令和8年度 学校基本調査 問合せ先

### 電子調査票の操作方法、 ログイン時のトラブルに係る問合せ

⇒文部科学省ヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 【運用期間及び受付時間】

令和8年4月上旬(調査開始日) ~ 7月末日  
土・日・祝日を除く 8時30分~12時、13時~18時15分

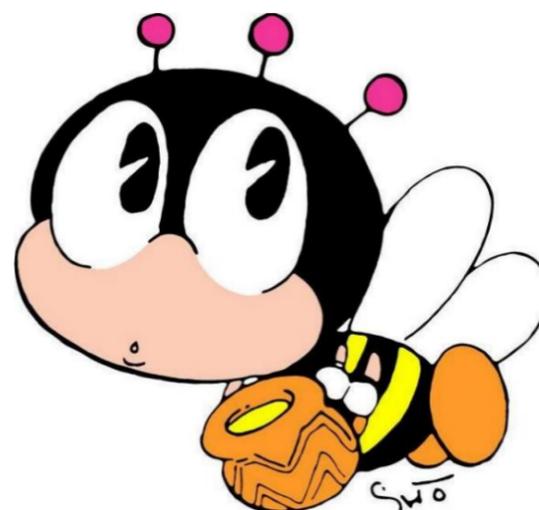
#### 【お問い合わせ先】

お問い合わせ先の電話番号・メールアドレスについては、文部科学省ホームページ  
(<https://www.mext.go.jp/>) (「トップページ」→「白書・統計・出版物」→「統計情報」→  
「学校基本調査」→「オンライン調査システム」)に掲載します。

### 調査の内容に係る問合せ

⇒ご担当の都道府県・市区町村の窓口へお問い合わせください。

学校基本調査を  
よろしくお願いします！



マナビイ